

平成28年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成28年6月14日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 1号	繰越明許費繰越しの報告について〔一般会計〕	報 告 報 告 報 告 即 決 (一 括) 総務文教付託 生活環境付託
第 4	報告第 2号	継続費繰越しの報告について〔一般会計〕	
第 5	報告第 4号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 6	認 第 3号	専決処分の承認を求めることについて〔平成28年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第1号)〕	
第 7	議案第44号	平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕	
第 8	議案第45号	平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕	
第 9	報告第 3号	予算繰越しの報告について〔水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計〕	
第10	認 第 2号	専決処分の承認を求めることについて〔大竹市税条例等の一部を改正する条例〕	
第11	議案第40号	大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	
第12	議案第39号	固定資産評価員の選任の同意について	即 決 生活環境付託 (一 括) 生活環境付託 生活環境付託 総務文教付託
第13	議案第41号	工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地(6号棟)建設工事(建築主体工事)〕	
第14	議案第42号	工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地(6号棟)建設工事(機械設備工事)〕	
第15	議案第43号	工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地(6号棟)建設工事(電気設備工事)〕	
第16	平成28年請願第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 1号から日程第 8 議案第45号(説明・即決・付託)
- 日程第 9 報告第 3号(説明)
- 日程第10 認 第 2号から日程第11 議案第40号(即決・付託)
- 日程第12 議案第39号(即決)
- 日程第13 議案第41号から日程第15 議案第43号(付託)
- 日程第16 平成28年請願第1号(付託)

○出席議員（16人）

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井渉	8番	網谷芳孝
9番	藤井馨	10番	山崎年一
11番	日域究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	14番	原田博三
15番	田中実穂	16番	山本孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	大石泰
総務部	長	政岡修	
市民生活部	長	青森浩	
健康福祉部長兼福祉事務所長		米中和成	
建設部	長	坪浦伸泰	
上下水道局	長	平田安希雄	
消防	長	西岡靖	
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		吉岡和範	
総務課危機管理監		高津浩二	
企画財政課	長	三原尚美	
自治振興課	長	吉原克彦	
市民税務課	長	豊原学	
社会健康課	長	野島等	
福祉課	長	金子しのぶ	
保険介護課	長	佐伯隆文	
監理課	長	香川晶則	
土木課	長	山本茂広	
都市計画課	長	中司和彦	
上下水道局業務課	長	北林繁喜	
総務学事課	長	野崎光弘	
生涯学習課	長	橋村哲也	
消防本部消防課	長	池田宗吾	
消防本部消防課副参事		古木一也	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	福重邦彦
-------	---	------

(28. 6. 14)

局長補佐兼議事係長

三浦 暁 雄

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、細川雅子議員、13番、寺岡公章議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第2、一般質問を行います。

6月13日の一般質問を継続します。

7番、大井 渉議員。

〔7番 大井 渉議員 登壇〕

○7番（大井 渉） おはようございます。市民の味方の大井 渉でございます。きょうは、行政としての説明責任のあり方について、質問させていただきます。本来ならば、情報提供あるいは情報共有というテーマにしようかと考えたんですが、そこも含めて、あわせて説明責任という形にさせていただきました。

御承知のとおり、国においては消費税の延長を決定しました。政府においては、今後、丁寧に国民に説明していくと報道されています。社会保障と税の一体改革を行うに、税収不足が予測されます。また、全国の自治体にも少なからず影響があるものと考えられます。丁寧な説明責任を果たしてもらいたいものでございます。

日本の首都東京では、都知事の行政運営、個人的な政治資金の問題など、説明責任が果たされていないと、毎日のように報道されています。政治に携わる人は当然の責務だと思っています。築き上げてきた名誉も、1日にして崩壊し、政治生命までもが失われてしまいます。

さて、大竹市では、どこまで市民に対して説明責任が果たされてきたのか、具体的に幾つかの例を示しながらお聞きしてまいります。事前通告しておりますので、それに沿ってお聞きします。

最初に、社会教育施設の再編計画についてお聞きをいたします。

議会では、5月に議会報告会を開催いたしました。私は、玖波地区、それから栄町のサントピア、栗谷、3カ所の担当でございました。一番多くの意見、要望の発言があったのは、玖波公民館で公民館の存続の問題でございました。突然廃止と言われたら地域住民は困る、議会は質問しているのかとの質問もありました。私は一般質問もしていますし、ま

だ明快な回答は得られていないとお答えいたしました。小方公民館においては、もっと切迫な状況です。解体工事費は予算計上されていますが、公民館をどうするかという内容は、自治会役員にさえまだ提示されていません。昨日、地域の自治会役員さんと話されたときに、エレベーターを設置します、あるいは洋式のトイレを設置しますという提案がありました。それは当然のことでありまして、後ほど質問します障害者差別解消法が施行されたので、行政も法に沿って取り組まなければならないことでありまして、特段そういうことを申し上げるほどのことでもないのではなかろうかと思っています。地域自治会にはいつごろ説明するのかをお尋ねします。当然、解体工事入札前に説明できないとなれば、入札時期は延ばしても説明責任を果たしていくべきだろうと思っています。国土交通省には、延期のおわびを申し上げるしかないだろうと思います。20回も30回も地域と説明をするという約束をされました。約束が守られなければ、信頼関係は成立いたしません。

次に、岩国大竹道路事業に伴う市道のつけかえについて、お聞きいたします。

確かに岩国大竹道路に関しましては、手順を経て、県の都市計画審議会の決定をして、都市計画決定がなされています。しかし、この事業を遂行するには、市道のつけかえが必要になりますが、私がいろんな資料を提示を求めたり、自分が調査したりしたところによりますと、市道のつけかえについては、まだ説明がなされていません。当時、この事業が決定したときの市長は、地域住民に文書で回答されておられます。地域住民と設計協議の場で、地元住民と協議すると回答されておるのです。ぜひ地域住民には丁寧な説明を開いていただくよう、お願い申し上げます。

次に、障害者差別解消法について、お聞きいたします。

法が施行されて、まだ時間が余り経過しておりません。法律はおかしなところがあります。後追いで施行されることも多々あります。誰しも健常者として生まれてきたかたはずです。しかし、いろんなことを考え、医学的にも私はよくわかりませんが、障害者として生まれてこられた人たちに対して、行政の役割は今後大きくかかわっていかねばならないと思っています。今後のこの法律に伴う、大竹市としての計画等をお聞きすると同時に、障害者差別解消法をどのように周知し、具体的に何から取り組まれようとしているのか、お尋ねを申し上げます。

次に、平成27年8月、市議選挙の投開票において、異議の申し立てにより裁判に至っております。結局、県の選挙管理委員会が最高裁まで上告をされました。どこがどのようになったから裁判になったのか。きょう現在、選挙管理委員会からの、議会や市民の皆様に対する説明はありません。ぜひとも説明を、正式な場でしていただきたいと思っています。私が持つておる資料を1つ見ましても、ぜひ聞きたい部分があります。きのうもありましたが、個人的に会いたいと、そういうのでなしに、ちゃんとした議会、あるいは委員会の場を、あるいは議長にもぜひお願いしたいんですが、議員全員協議会とか、そういう正式な場で選挙管理委員会の人から説明をお願いしたいと思います。

ふるさと納税については、少しだけ触れさせていただきます。

きのうもいろいろ御質問がありました。隣の和木町さんにちょっとお電話をかけたり、聞いてみました。2014年が1,200万円、2015年が1,530万円ぐらいと。6,500人のまち、2

万8,000人のまち、大竹市は、ことしは順調のようで、今のところ200万円ぐらいですか、ことしの目標が1,000万円ということでございますけれども、岡山県の総社市、ここもちょっと調べてみましたら、140万円が1億5,000万円ぐらいになっております。これはもう職員の皆さんの知恵だろうと思います。きのう、市長からもありましたように、都城市、40億円前後の金が入っております。なぜあそこにそれだけ入るのか、当然、おわかりだろうと思っております。ぜひ、財源不足の今、大竹市に対して、皆さんの知恵を出していただいて、そして多くのお金を御寄附をいただくよう、努力していただきたいと思っております。何をしても財源がないと、絵に描いた餅になります。夢を市民の皆さんに示すことは、政治の中では必要だと思います。しかし、財源の見通しが立たない夢を描くことは、無責任ととられかねません。市長はよく言われます。行政は歳入に見合った歳出しかできないんだと。それでしたら、なぜ多額の借金ができたのか。いつか、きのうも市長が言われたように、500億円近くもの借金がありました。将来負担率も300%を超えた年がありました。現在でも財政状況は大変厳しい状況です。行政運営がよくなかったの一言でございます。これは、入山市長の責任だということを、私は申しているわけじゃございません。市民に辛抱してもらおうしかありませんが、本来、市民に責任はありません。予算案を提示した執行部と、議決した議会の責任が全てです。財政状況を会社や家庭に例えて、わかりやすく説明責任を果たしてもらいたいものです。

人口ビジョン、こういうものもあります。この前、隣の和木町にお電話したときに、皆さんは御存じかと思えますけど、なぜ和木町は人口が減らないんだろうと。当然、給食の無料化、小・中学校の医療の無償化、それプラス、私はこれ知らなかったんですが、敬老祝い金、75歳から79歳までは2万4,000円です、全員です、これは。80歳を超えたら3万6,000円です。全員の方です。いつまで続けるんですかと、財源があるまで続けますと。所得は関係あるんですかと、関係ありませんと。じゃあ、75歳の奥さん、80歳の御主人がおられたら、そこで6万円差し上げるんですと、そう言われました。そういうまちになるには、余り無駄なものをつくるべきじゃない。将来負担比率、財政指標を含めたそういう数値を、もっと落とさなきゃならないと思っております。

それから、これは事前通告しておりませんでしたけど、緊急性があるし危険性がありますので、1つつけ加えておきます。

6月2日に、御園地区で熊の目撃情報がありましたという防災行政無線がございました。放送がありました。私はちょっと聞こえなかったんで窓をあけたんですが、よく聞こえませんでした。すぐ大竹市のホームページを見ました。そうしたら、市民の皆さん、外出のとき、山に入るときには十分注意してください。熊の行動範囲は広いので、御園地区以外の方も外出の際は十分注意してください。こういう放送です。1日に3回ぐらいあったんだろうと思います。その後が問題なんです。この放送内容は、栗谷、松ケ原、阿多田を除く地区に発信していますと書いてあるわけです。6月2日に放送されて、6月3日に放送されていない松ケ原地区に熊が目撃されたという、今度は市内全域放送されているんです。僕は、担当課はどこかよくわかりませんが、担当課は恐らくパニック状態で、けどこれは職員全員がそういう情報の共有、こういうものをちゃんと図っていただきたい。でき

れば管内放送というんですか、市内放送ですか、どなたかが気づいてもいいはずですが、これ。熊っていうのは1日に30キロ、雌で30キロ、雄で50キロです、冬眠とか冬眠明けでは100キロぐらい歩くっていうんです。誰も気づかない。ぜひ、情報共有して、市民の生命と財産を守っていただきたいと思います。

以上、登壇しての質問は終わります。御答弁のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 改めまして、議員の皆様方のお役割を考えさせられます御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、大井議員の御質問にお答えいたします。

市が進めようとしております事業、施策について、丁寧な説明を求めるという趣旨の御質問だと理解いたしました。改めて申し上げるもなく、議会は地方公共団体の議決機関であるとともに、議員お一人、お一人は、まちづくりの主役である市民の皆様からの信任を受けて活動しておられ、そのため、市民の皆様への説明につきましては、市民を代表される議員の皆様方のお力は大きいものと認識しておりますし、ぜひともお力を発揮していただきたいと期待しております。したがって、大きな事業や施策を始めようとするとき、多くの市民にかかわる制度の新設や変更のときなどには、議会の協議会を開催していただくなど、これまでも説明の機会や御意見を伺う場を設けて、議会と一緒にまちづくりを進めてきたと思っております。

事業の規模や性質により、全てが一律というわけにはまいりませんが、基本的には事業計画などの初期段階、その後の進捗状況など、事業の一連の流れ、タイミングを捉えて説明するよう心がけてまいりました。中には国、県や民間事業者など、相手方との交渉過程にあり、早期に細かい部分の情報をお示しできないものや、財源や手法が確定していないために、時間軸を明言できないような場合もございます。しかしながら、全てのまちづくりは議会の御理解をいただいた上で、執行部と両輪となり進めていくことが大前提でございます。今後もさまざまな状況を見きわめながら、適切な時期に説明させていただき、まちづくりを進めていきたいと考えております。

続いて、市が展開していく事業のスケジュールについてでございますが、事業を展開する上では、それが可能である財政状況が前提となることは申すまでもありません。今後の財政見通しですが、国の財政状況の悪化、不透明な経済動向などの不安要素があり、依然として厳しい状況が続いていくものと考えております。そうした状況の中、本市では、ごみ処理広域化事業などの大型事業が始まり、老朽化が進む社会教育施設や道路、橋梁などについても、更新費用がかさんでくることが考えられます。また、社会保障費についても増加し続けております。

これらの事業を遂行していくため、事業費を圧縮し、財源の確保に努め、行財政改革を進めるとともに、基金を積み増しして備えていくことが大切であろうと考えております。厳しい財政状況の中、今年度から始まりました第五次総合計画後期基本計画の事業展開と、安定した財政運営は、どちらも行っていかなければなりません。事業の実施は、それが実

施できる財政状況が前提となりますので、個別の事業全てについて、それぞれの着手時期を今、明言することはできません。財源確保の見通しが立ち、事業スケジュールが明らかになりましたら、そのときに議員の皆様方に説明をしたいと考えております。

なお、市民の皆様から信任を受けている議員の皆様への丁寧な説明を基本としながらも、市民の皆様にご直接お伝えする手段としては、広くという意味では市広報やホームページが中心になろうかと思えますし、事案によっては説明会などを開催することもございます。また、一昨年までは、地区懇談会の冒頭にお時間をいただき市政報告を行うなど、機会を見つけては、市の取り組みや近況をお伝えするよう努めてきたところでございます。これは市民の皆様とともに本市の将来を考え、まちづくりの担い手として一緒に取り組んでいきたいという思いにほかなりません。しかしながら、事業の検討段階から確定までの過程においては、幾度となく見直しや修正、変更が生じる場合がございます。混乱や誤解を招くことのないよう、お知らせするタイミングを見きわめることも大切なことだと考えております。

以上で、大井議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） ありがとうございます。総括的な御答弁でしたけど、具体的に聞きましたんで、まず最初に登壇してお聞きしましたことは、ヒアリングのときにもちゃんと通告しておりますので、それぞれの担当部署のほうから御答弁をお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） まず、社会教育施設の再編の中の、小方公民館の件について、お話をさせていただきます。

小方公民館への地元説明会は、地元説明会という形では昨年の11月。そのときの説明会の内容では、自治会のほうからの、大井議員のほうから20回、30回と丁寧な説明をとということのお話がありましたけれども、自治会のほうからは、管理者がそれなりにはっきりしてから説明に今度は来てください。図面をしっかりとできたものを持って、我々に説明してほしいというような要望もございました。

それで、そのまま時が流れ、4月になり、今年度に入ったわけなんですけれども、ただ今回、昨年度、説明会をしたときから、4月の新年度を迎えた時点で、もうはや4カ月、5カ月の時が流れています。その中で、小方公民館のことについて、当然、地元の自治会は大変興味がある施設ですから、先ほど大井議員、または市長の答弁がありましたように、不安をおおるような形ではなく、そういうことで5月10日に、地元自治会等を対象に、小方公民館の自治会の報告会という形で持たせてもらいました。これは先ほど、大井議員のほうから、大井議員も出席された会なので、いろいろお話がございましたが、そういうことを私たち行政のほうで、例えばエレベーターはどうするんだ、どうしたいんだ、管理はどうしたいんだ、そういうことについてお話をしました。そこで、非常に我々は迷いまして、そういうことを完全にある程度決まるまで黙っておくほうがいいのか、今、市長のほうの答弁がありましたように、やはり混乱、誤解を招くおそれが非常に高いと。とはいっても、やはりこんなことをしよるんだ、市はこんなことを考えているんです、ただ、まだ

決まってませんよというような状況の中で、皆さんにしっかり、その注目の高いところなんです、そこをしっかりと、こういう状況をしてますということを報告をさせていただきました。くような会を持たせていただきました。

このときの地域の方々の要望というのは、今度、管理するところがそれなりに100%決まる前に、大体はつきり決まった時点で、もう一度説明会を持ってほしいというような状況で、今あります。そういうことで、地域の皆さんとの連携、情報提供というのは、怠っているというふうには、私のほうは考えておりません。できるだけの情報提供を市民の皆さんにしていく。ただ、することによって混乱、誤解を招くおそれが若干あることは承知ですけれども、このことを前向きにしていっているという状況でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 市道のつけかえについてでございます。市道のつけかえにつきましては、平成10年以降、都市計画決定によります岩国大竹道路、これがどうしても主体の説明会となってきました。市道につきましては、なかなかわかりにくいことが当時あったかと思えます。これまでも各地区については説明会を、小方地区、御園地区、元町地区というところで行ってききましたが、それでもまだ市民のほうから、図面がわかりにくい、計画がわかりにくいという声を聞いております。ことし、また国土交通省におかれましても、市道つけかえ工事にまた着手するように聞いておりますので、これも必要なんですが、大竹市のほうも市道のつけかえについて、地元要請を受けまして、説明は必要かと思っております。そして、さらにまだ小さい部分、こんなことが聞きたいということがあったら、もっと小さい単位になりますが、土木課のほうで、例えば出前講座的なものも持って、地元のほうへ出かけていく準備は考えています。

以上です。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） それでは、障害者差別解消法の施行に伴う行政としてのかかりについて、お答えさせていただきます。

この法の施行におきましての特徴の1つに、行政機関等はその事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないと規定されているところでございます。この合理的な配慮につきましては、施設や建物などハード面でのバリアフリー化のみならず、一般市民の方や民間業者による配慮の提供、職員等に対する研修を行うソフト面の対応が考えられるところではないかと思っております。

これまでの取り組みにつきましては、法の周知を目的とした市広報、市ホームページへの掲載、あいサポート研修の活用による職員向けの学習を行ってまいりました。今後は、全職員に対しまして、法の趣旨について一層の周知を深め、おのおのが担当する施設におきまして、合理的配慮がなされるよう働きかけるとともに、障害をお持ちの方々の御意見をいただきながら、窓口対応や事務事業のさまざまな場面で、適切な配慮ができますよ

う、一層取り組みたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） 昨年の市議会議員選挙後の異議申し入れ等に関係することでございますけれども、選挙管理委員会のほうで異議申し立てについての決定をいたしております。それは10月5日に行っておりますけれども、直ちに告示をさせていただきました。さらに当事者にも御通知させていただき、同日、報道発表という手法で、広くお知らせをしたところでございます。同じような手法で、県の選挙管理委員会におかれましても裁決、あるいは高裁での判決の後に、合同発表等を行っているというところでございます。

それから、正式な場での説明をというようなお話であって、議会へということだろうと思います。議会に対する報告でございますけれども、報道発表のものと同じものになりますので、どうだろうかということでもございます。また、当事者が議会におられるということでございますので、そこらあたりを考慮いたしますと、直接、積極的に選挙管理委員会のほうから説明するのはどうかなというふうに思っているところでございます。

また、今後でございますけれども、議員御指摘のとおり、県の選挙管理委員会のほうが最高裁のほうに上告をしております。まだ理由書のほうを出したというふうにはお聞きしておりませんので、今後どうなるかというのはまだわかりませんが、当選の効力が決定いたしましたら、市の広報であるとかホームページ、このあたりで、これまでの経緯なり確定内容を公表したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） ふるさと納税によります財源の確保でございますが、これまでに比べまして返礼品を導入したということによって、急増しているという事実がございます。さらに返礼品の充実に努め、またPR等、力を入れていきたいと考えております。

次に、熊の情報でございますが、6月2日、御園において熊の目撃情報がありました。複数の情報が入ってまいりました。このときは子熊であるという情報で統一されておりました、ということがあります。その後、議員御指摘のように、職員に問い合わせたところ、わからないというような、そういう答弁があったという情報をいただきましたので、直ちに庁内放送を行い、庁内メール、全員に周知をしたということがあります。全職員におきましては、携帯の防災メールで、全部登録しておりますので、全員に必ず行くと考えておったんですが、臨時職員、嘱託職員について漏れたんだらうというふうに考えております。早速この6月9日の庁議におきまして、こういう情報があった場合には、そういう漏れる場合があるということで、職場内でお互いに声を出しましょうと。市民の方はどこに電話をしてくるかもわからないので、お互いに情報を共有しましょうという呼びかけをしたところでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番(大井 渉) 余り時間がないんですけど、最初の社会教育施設、橋村課長のほうから今、説明していただきましたけど、ちょっと意味がよくわからないんで、まだ決まってるような、決まってるような、きのうの市長の発言では、シルバー人材センターを1階部分に置いて、あそこを使いたいと、そういうような考え方も今持っておると。自治会長さんしか出ておられないときがあるわけですから、1人だけわかっても、自治会の人、皆さんに説明しなきゃいけないわけですから、あなた方が自治会長さんにオーケーをもらったり、一部の役員さんだけにオーケーもらったら、それでいいという考えじゃないでしょう、まさか。そうじゃない議事録を見たらちゃんと書いてあるでしょう。今から我々は帰って、各自治会の皆さんに説明しなきゃいけないんだと。だから、ちゃんとしたものを提示してくれと。それを早く出してくださいというのを、私、言ってるんです。それはいつですかということ。

それから、障害者差別解消法についてですね。法が施行されたばかりです。内閣府のリーフレットをちょっと見ますと、これ役所と商店、会社、こういうところから入店を禁止された、会社の中でこういうことがあった、役所はちゃんとしとるか、ということがそのリーフレットには書かれておりました。この辺は、ちゃんとそういうことが障害者の方から、入店を禁止されたとか、こういうことがあったということにちゃんと対応していただきたいと、このように思っております。よろしくお願いします。

それから、市議選のことですけれど、ここに選挙管理委員会の会議録を全て持っております。私、きょう質問する前に、当の山本議員さんの了解をもらっております。ぜひやってほしいということです。きのう、日域議員さんのほうは、個人的に話ができないかということだったんですが、個人的というんじゃないら、ちょっとそれはまずいんで、やっぱり我々、議員ですから、正式な場でちゃんと説明をしていただきたいと、今日まで。過去にあったといいますか、過去のときは当日が同数だった、今回は当日が2票違ったわけです。どこでどういうふうになったのか。それから、今からどういうふうに、先ほど、課長が言われましたけど、50日以内ですね、理由書の提出期間は。その間に、恐らく理由書を提出されるんだと思うんですよ。それからどのぐらいかかるのか。ひょっとしたら1年以上かかるという話もありますよね。もちろんわからない。だけど、全体で異議の申し立てがあったら、最高裁も1年ぐらい、ことしの8月ぐらいまでには判決を出すだろうという話もあるし。いやいや、そんなことはありませんよと。最高裁はいつまでやるかわかりませんよという話もあるし。それから、この中にも非常にわかりにくいことがあるので、ぜひ聞きたいと思しますので、ぜひ、選挙管理委員会の方、4人出られようが、委員長が1人出られようがいいですから、担当の委員会か議長に、全協か、ぜひ我々議員に全部関係することですので、ぜひ開催をよろしくお願い申し上げます。

それから、岩国大竹道路の件ですけど、これ調べれば調べるほどわからなくなるんですよ。岩国大竹道路は確かに都市計画決定はされています。広島県の都市計画審議会が、平成12年7月26日開催されて、8月30日に決定されてます。議事録に全部あります。平成19年3月、市長が平成18年6月ですか、市長に就任されて、明くる年の3月8日に岩国大竹道路対策特別委員会の、ここに議事録があります。このときには、小学校はあそこに置く

んだと。あのままの状態にしておくんだと。だから、小学校に対して振動があるとか、騒音があるとかというんで、当時の教育長が文科省とか国交省に動いておられるんですよ。それで、そういうことがあったんだと、私、初めて気づきました。だから、平成19年3月までは、小学校はあの位置だったんです。議事録にはっきり書いてある。

私が国交省の調査設計課長の青木課長さんとお話ししたときに、いや、大井さん、あれは学校がある前提でしか図面は書けなかったんだと。だから、ああいう図面になったんだと言われたんですよ。市のほうも、いろいろ見せていただいたんですが、確かに岩国大竹道路については都市計画決定されているから、これについては我々は言うことはできない。でも、岩国大竹道路ができることによって、市道をつけかえなきゃいけないわけですよ。この説明がされてない。当時の豊田市長は、それを地元で説明すると、設計協議の場でちゃんと説明するとお話しされとるわけです。だから、よくわからなかったちゅうんじやなしに、はっきりわかるとるんです。

それから、平成16年に、市役所の内部でも検討資料として、交通量調査も、これは国交省がやられたんか、大竹市がやられたんかわかりませんが、これも小西お好み焼き店横の小方13号線、小方20号線、要するに市役所の前ですね、小学校の横、これちゃんとやっておられるんですよ。7月11日、7時から19時。自動車は小西お好み店のところは1,543台、小方小学校のところは879台、約半分ですね。それで、7月13日の日曜日はどうかといったら、小西お好み店のところが1,939台、約2,000台ですね。それで小学校、要するに市役所の入り口ですね、540台。4分の1なんです、ここは。こういう交通量調査もやって、大変になるということをおられるんですよ。だけど、地域には何も説明されていない。何が証拠かといったらこれです。これは、本図面は、今後、関係協議等により変更になる可能性があり、確定したものではありませんと。平成26年9月10日に、岩国大竹道路対策特別委員会で国交省が初めて持ってこられたんです。これで初めてわかったんです。だから、説明なんか何もしておらない。前の建設部長さんが言われました、大和部長さんが。大井さん、説明してもらおうのなら市道の関係しかありませんと。そうやってあの人は県に帰られました。説明するのは当然です。そういう説明責任を果たしてくださいということ、私は申し上げておるんです。

地域、地域にはいろんな問題があります。きのうも日域議員から質問がありました。土砂災害ポータル広島ですか、例の土砂災害指定。これも阿多田では5月22日か何かにもう説明会を開いているんですよ。小方地区は今からということなんですね。一部の方にお話ししたら、我々のところはいつ一体説明会を開いてもらえるんだろう。その指定を受けたらどうなるんだろうかと。市長は、きのう、地価は変わらないと、土地の価格は大竹市は狭いまちだから、それ全部やっても地価の評価は変わらないと言われましたけど、本当に地価の評価は変わらないのかどうなのか。それと、そういう対象になる家屋、それもふえますよね。そういう方々にいつ説明するのかをちゃんとやってあげないと、阿多田はもう5月に説明しとるわけでしょう。

それからもう一つ、都市計画課長がおられるし、部長もおられますので、これもきのうの質問と重複するんですけど、御園の市営住宅ですね、あそこの6号棟には擁壁をつくる

となっておりますよね。5号棟も全部かかるわけですね。6号棟だけ擁壁をつくってあげて、5号棟も一緒につくってあげたらどうですか。新しいとこだけ擁壁つくって、危ないからというんで、じゃあ隣の5号棟も今回全部かかるとるわけですから、あそこはそのままにしときますと。6号棟だけつくってあげますと、それはおかしいでしょう。同じに扱ってあげないと。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 私のほうから御説明いたします。

まず、今ちゃんとしたものがいつ出せるかということでございますが、ちゃんとしたものの、きちっともうこれで確定しましたと、これで決まりましたというものがいつ出せるかということだと思えるんですけども、ちゃんとしたものが出せるまでは、先ほども言いましたように、我々が説明することによって混乱を招いたり、誤解を招いたり、ようわからんというような話になるのは、よくわかります。ただ、シルバー人材センターの新たな拠点となり得ると考えて、施設の管理を含めて移転先の候補として考えていますと、そういうふうにも市長も答弁いたしましたけれども、まずシルバー人材センターの移転先の候補なんだと。そういうことを頭の中に入れてながら、実際に設計も今、検討段階です。何かはずれてしまうと、候補が外れてしまうと、これ形が変わってまいります。ですから、先ほど言いましたように、ちゃんとした図面を、こんな形でちゃんとした管理者というのは、今から早急にやっていくというふうには、この場ではお答えすることがなかなかできません。実際にこれが動いている施設ですので、小方公民館は現在、動いている施設。皆さんが利用されている施設です。ですから、皆さんに迷惑をかけないという配慮は、いろんなところに情報提供しながら、利用団体を含め、地域の自治会であれ、また広報媒体を使ったりして、我々が行ったりして情報提供しながら、皆さんになるべく迷惑かけないようにしている。ただ、いつから例えば使えるんだとか、そういうやつは全てが決まって、初めていつからなんだということが決まりますもんですから、半年ぐらいで使えますよと言うと、また今度はその辺が誤解、混乱を招くおそれがありますので、その辺のちゃんとした情報提供と、今のこういう状況をやってるんだということで、我々のなるべく迷惑をかけないようにするための周知という形では、若干ずれてまいりますので、ちゃんとしたものは、とにかく一日も早く皆さんに提示するように努力いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（吉岡和範） 市議選の異議申し立てに対する選挙管理委員会の決定につきましては、昨日も日域議員さんの御質問の中で、その決定過程について御説明をさせていただきました。ということでございます。現在、これはまだ係争中のことでございますので、また市の選挙管理委員会が直接の当事者でもないということもございまして。こちらのほうから積極的に公表するということに対しては、非常に違和感を持っております。また、議会に説明が必要とあれば、私のほうで説明をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 市営の御園5号棟、6号棟のこの土砂法の指定の話でございます。土砂災害警戒区域、イエロー区域になりますけども、これにつきましては崩れた土石による建物の崩壊が想定されている区域ではないということで、本来、建築物の構造に対する制限とか、擁壁等の設置が義務づけられている区域ではありませんが、6号棟の場合、崖崩れの特別警戒区域、レッド区域になりますけども、これが敷地に接しているということから、敷地内への土どめ擁壁の設置について検討を行いました。検討の結果、土どめ擁壁の設置により、道路からの転落防止とか、フェンス基礎として兼用することが可能で、経済的に施工できると判断しまして、擁壁等の設置を行うこととしたものでございます。

今回公表されました土石流の警戒区域につきましては、範囲が広いというようなことや、今年度から数年かけて土石流の見直し調査というのも行われるということでもありますので、今後、指定範囲がまた変わるという場合もあることから、これらの調査結果を踏まえまして、また災害防止対策、ハード対策は必要であるか検討をしていきたいと考えております。

なお、土砂災害特別警戒区域を含めまして、土砂災害発生の懸念がある土地全てに、災害防止対策を行うということには、相当の費用と時間がかかるということでございます。ハード対策につきましては、より優先度の高い箇所から整備を行っていく必要があると思われまますので、市営住宅だけでなく、市域全体で検討をしていくべきものであると考えております。したがって、現時点ではイエロー区域指定の目的でもあります土砂災害のおそれがある区域を住民の方にお知らせをし、日ごろの備え、早目の避難といった防災意識の高揚が図れるよう、5号棟の住民の方にも周知をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 最初に教育施設のことですけど、5月10日でしたか、私も出ました。自治会長さんの意見もばらばらだったと思います。だから、そういう状態の中で、あの近辺の自治会長さん、担当の自治会長さんは、ここにシルバーさんを持ってきたら、多分、皆さん反対されるだろうという声を聞いておられますよね。ちゃんとそういうものは伝えてほしいと。だから、ほかの自治会長さんもそうですよ。

それから、説明がないのに解体工事に移るじゃのという非常識なことはしませんよね、当然。ちゃんとかういうものをしますと、こういう形にしますと、地域の皆さんも理解してくださいと、これがあって初めて解体の入札、解体工事と、こういう順番ですよ。それができなければ解体工事をするべきじゃないですよ。何をつくるか、どうなるか、さっぱりわからない状態で、施設だけは解体しますよと。こんな無責任な話はないですね。

それからもう1点、これは企画財政だったと思うんですけど、小方の体育館部分がなくなります。小方中学校の体育館をとりあえず利用すればいいじゃないかという形になっているんですけど、あれはとりあえず利用するだけですね。あれは民間に売却する23億円の中の財源になってますよね。そこ、よろしく願います。

○議長（児玉朋也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 小方公民館の説明がないのに解体する、どこまでのことを、どのように説明するかというのは、今から我々のほうで考えて、議員の皆さん初め、市民の皆さんに御説明をしていくというのが当然だと思いますけれども、小方公民館は現在も公民館の設置管理条例では、これは生きてるもんですから、これをそのままの何もなしに、ああ、いつの間にか小方公民館がなくなったということにはなりませんので、それをしかるべき時期に皆さんにも、市民の皆さんにも丁寧に、できるだけ御説明はした後、国との約束どおり、平成29年の3月末までには解体すると、そういうような方向で進めていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 旧小方中学校の土地でございますが、土地のほうはスキームに入っております。体育館が入っているかということ、体育館は入っていないという形になりますが、小方公民館の体育館部分の代替施設というか、当面移っていただける施設として、検討はもちろんしておりますし、あそこの旧小方中学校の体育館自体を、どういう方向性を出しているかといいますと、当面存続という形で、平成32年度までに検討する施設の中に入っております。当面は土地造成特別会計の上にある建物というのはわかっておりますので、有効活用をしながら、今後の方向性を決めていきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 少し前の質問になりますが、岩国大竹道路に関する市道のつけかえの時期でございます。少し繰り返しになるかもしれませんが、改めて地元のほうへ説明することは必要かと思っております。単独で市だけといっても、どうしても岩国大竹の関係がございますので、これについては国土交通省、広島国道事務所、こちらのほうと調整して対応したいと考えています。

それともう1点、土砂災害でございます。いつかという時期でございます。5月の下旬に、生活環境委員会の場で、8月上旬で説明会をするというようなことを話しています。というのは、広島県と調整する中で、広島県のほうで今週、ホームページのほうは出しとるんですけど、8月4日に説明会をするということで今、調整しております。これにつきましては、また協議会のほうの中で説明をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 最後です。大井議員。

○7番（大井 渉） 企画財政課長にもう一回お伺いしますけど、土地は一般会計ですね、違うの、教育施設、土地造成。それから、建物は教育委員会、教育財産。平成32年まで検討するということは、平成32年までは小方の中学校は売却しないということですか。地価が下落するから、早く売らなきゃいけないと言ってたけど、こんなに遅くまで検討するんですか。

それから、それを今の小方の公民館の代替施設として使うのであれば、ちゃんと使用料とか、それから使用時間とか、そういうものを含めた条例をつくるべきじゃないんですか。規則か何か。使用料なんかどうなっているんですか、電気代とか。もし、けがをされたと

きとか。どういう条例とか、規則とかのもとに、あれを管理運営、平成32年までしていくんですか。最後です、ちゃんと答えてください。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 小方中学校の土地については、処分する土地でございます。市の普通財産のように、市の自由に使える土地ではない。何かするときには、民間に売るときには売る、事業化をする場合には公共事業として一般会計が買う、そういうことが必要な土地であるということは、これまでも説明をさせていただきました。3月議会におきましても、当面の間は活用できるという施設であるという説明の後に、公共事業として必要な施設化ということになれば事業化をし、一般会計で土地を購入することになりますという説明をさせていただいているところでございます。平成32年までに壊して更地にして、土地を売りますということではなく、まだ使える土地ですから、場合によったら事業化の可能性のあるということで、建物を壊して売却にけることは、今の段階ではしません。ということは、平成32年までは使えるということですので、その後、ほかに公共として使うということであれば、一般会計の事業として事業化をいたします。こういうことです。

○議長（児玉朋也） 続いて、8番、網谷芳孝議員。

〔8番 網谷芳孝議員 登壇〕

○8番（網谷芳孝） 私は、大竹新公会、8番、網谷でございます。今回の質問は、米軍再編に係る質問でございますが、昨日、山崎議員のほうから米軍再編問題の質問をされておりましたが、私は、少し違う角度から質問させていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。大変大きな問題であります。国防に関する問題です。このような国の根幹にかかわるような大変重要な問題を、私、一地方の議員が取り上げるというのもどうかと思いますが、本市にとりまして来年平成29年には、米軍再編問題にかかわる神奈川県厚木基地より、山口県岩国基地には艦載機59機の移駐が予定されております。岩国基地が大変近い位置にございます本市にとりましては、騒音または安心で安全な市民の暮らしを守る大変大きな問題になろうかと思っておりますので、質問させていただきます。

平成18年に、日米両国政府間で合意されました在日米軍再編計画に基づき、来年には本市のすぐ近くにあります岩国基地に、厚木基地より、空母艦載機59機が岩国基地に移駐が予定されております。もう既に沖縄の普天間飛行場より、KC130空中給油機15機が、岩国基地に一昨年夏には移駐が完了しております。基地周辺市町になります本市にとりましても、苦渋の選択ではありますが、賛成ではありませんが、容認せざるを得ないのが実情かと思われまます。本市にとりましても大変心配されていますところでございますが、国防、すなわち国を守るということは、国民の生命財産を守り、国民に安心と安全を提供するための大事な国策でございます。それらを第一に優先、実行しなければならないことは、国民全ての人の思うところでございます。

四方を海に囲まれた我が国では、ここ数年来、領空、領海、領土を脅かす近隣諸国のいろいろな行動には、大変なる脅威を感じることもただただ起きております。国防、抑止力という観点から、国の政策としては第一に考えなければならないことではございますが、残念

ながら我が国一国では、到底防ぎ切れるものではないと、我々国民が理解しているものと思われまゝ。そのようなことから、我が国と米国の間には、日米安全保障条約なるものが締結されており、日米同盟の相手国であります米国は、欠かすことのできない大変な重要なパートナーであることに間違いはないと私は思っております。したがって、今はもちろんのこと、将来的にも米軍基地は、我が国の国防、または抑止力という観点からも、大変重要な役割を担っております。また、欠かすことのできない施設であることに間違いはないと思います。

しかしながら、日本国内にある米軍基地は、沖縄県1県に74%も集中しております。沖縄県の皆さんには多大な負担を負っていただいていることは、皆さん御承知のとおりと思っております。そのようなことから、沖縄県の皆さんの大変な負担が少しでも軽減できますように、私たち同じ日本国民としましても、米軍基地、または自衛隊の基地などは、日本国全土全体を視野に入れまして、沖縄県の基地負担軽減につながりますように、日本全体の大きな問題として、早急に取り組むべきものと私は思っております。

来年、平成29年までには、厚木基地より岩国基地には空母艦載機59機移駐が予定されております。岩国基地での米軍機の機数は、再編後は120機を超えて、極東最大級となるような報道もございます。したがって、米国関係者人口も基地内外には既に6,300人を超える米軍人、軍属、家族が今現在居住しております。これから来年予定の空母艦載機移駐に伴い、隊員や家族は3,800人が移住を予定されております。トータルでは1万人を超えるものと思われまゝ。そのようなことから、まず考えられるのは、今以上に騒音被害はもちろんのこと、事件、事故など、いろいろな心配事が想定されます。本市としましては、まずは市民が安心して安全に暮らせる環境をいかにして守るか、またそれを確保するかということが、大変大きな問題になるかと思われまゝ。本市にとりましても、騒音などのいろいろな負担、事態が発生する第一に上がる地域は阿多田島ではないかと思われまゝ。そのようなことから、阿多田地域はもちろんのこと、本市全体から見ましても、再編後も少なくとも今以上の苦痛負担の増大は許されるものではないと思っております。

以上のようなことから、大竹市民の安心安全な住環境を守るあらゆる方策を用いまして、対処しなければならぬと私は思っております。来年予定されています厚木基地より岩国基地に艦載機の移駐により、さまざまな騒音はもとより、米軍人、関係者の増加により、事件、事故など、あらゆる心配事が想定されます。国、国防省など、関係機関に対しまして、これからは大竹市民の安心安全対策や地域振興策、または再編交付金の延長などなど、本市の貢献度に見合う交渉になるかと思っておりますが、岩国基地とはこれからも長いスパンで共存しなければなりません。安心して安全に暮らせる環境をいかに確保できるかという考え、または方策などをお尋ねします。

次の質問に入らせていただきます。国道2号線における大竹市玖波3丁目地区より、廿日市市丸石地区までの事業区間約2キロ、越波対策事業についての質問をさせていただきます。

この区間の海岸沿いは、日本三景の1つでありますと同時に世界遺産でもあります安芸の宮島を前方に、東西の交通には欠かせない国道2号線とJR山陽本線が並走しており、

この地域は大変重要な交通の役割を担っております。皆さん御承知のとおりと思います。しかしながら、この区間の海岸線は、近年の大きな台風はもちろんのこと、普通規模の台風でも、コースによっては大変大きな高波、高潮が発生し、襲来する地域にすっぽりはまります。今ある堤防では想像を絶する風雨により、高波、高潮による越波は到底防ぎ切れません。その都度、通行どめが繰り返されており、国道2号線、JR山陽本線のその背後にする住宅地は、浸水被害など大変大きな被害を受けておられます。そのようなことから、平成18年には、堤防の改良工事に向け、地域の住民の方はもちろんのこと、学識経験者、行政機関、これは廿日市市も大竹市も入っておりますが、協議会が設置され、越波対策についての検討がされるスタートとなりました。

平成18年、19年、20年と数回の協議会が開催され、ボーリング調査から幾通りかの堤防の形、または工法まで検討されており、国のほうでもこの地域での堤防改良工事は非常に緊急性の高い堤防改良工事であることは認識されているものと思われていました。地域住民の方にとりまして、その当時はこの工事が事業化に向け大きな期待を持っていました。しかしながら、あれから10年の歳月が流れておりますが、いまだ事業化されておられません。本市にとりましての事業区間になりますと、長さは廿日市市に比べますと少し短いようではございますが、ひとたび通行どめが発生いたしますと、国道2号線、または山陽本線の海側、山側の道路は大変な渋滞が起こり、その車が本市玖波地域の7丁目、8丁目に迷い込み、大変なる混雑になるようではございます。そのようなことから、本市にとりまして、第五次大竹市総合計画後期基本計画、わがまちプランの計画事項にも掲載されておりますとおり、ぜひとも早急に堤防改良工事の事業化に向けての協議を進めていただきたいと思っております。

また、岩国大竹道路の完成後の玖波地域から廿日市地区の国道2号線の大渋滞も十分予想されますことから、将来的には国道2号線玖波地区の拡幅も含めたあらゆる観点から計画され、越波対策または慢性的な渋滞解消に向けて、廿日市市などしっかりと協議をしていただき、国または県などの機関などと、しっかり折衝していただきまして、特に越波対策事業に関しましては、この10年間の残念な経験をもとに、今回は本当に現実に事業化に向けて早急に取り組んでいただきたいと思っております。ただ、昨年には廿日市市長を会長とする一般国道2号廿日市大竹道路整備促進期成同盟会としまして、国土交通省のほうに越波対策事業に向けた要望書が提出されておりますということを聞いております。そのようなことも含めて、これまでの進捗状況、またこれからの活動方針などを説明していただければと思っております。

以上をもちまして、登壇での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員におかれましては、本市だけでは解決できない、しかし本市にとりまして、またそこにお住まいの方々、市民の皆様にとりまして、大きな問題でございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。

近年、想定外と言われる災害が頻発しております。我々も、いつやってくるかわからな

い自然の驚異に備えることを忘れてはならないと思います。今後もタイミングを捉え、粘り強く取り組みを継続してまいりたいと思います。

網谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、米軍再編に係る岩国基地問題についてでございます。平成25年10月に開催された日米協議において、米軍再編による厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐につきましては、2017年（平成29年）ごろまでに完了するとの確認が行われました。現在のところ、国からこの空母艦載機の移駐に関する具体的な情報提供はありませんが、議員御指摘のように、間近に迫ってきているという思いでございます。

この移駐に関する本市への影響につきましては、これまでも申し上げておりますが、基地周辺の自治体として大きなものがあると考えています。特に阿多田地区は岩国基地の滑走路の沖出し以降、騒音が増加している状況であり、艦載機が移駐すれば、さらにその懸念が増してくるのではないかと考えています。このことから、国に対しては、機会あるごとに本市の、特に阿多田地区の状況をお伝えし、特段の配慮をいただくよう努めているところでございます。一方、国においても、昨年、担当職員が阿多田地区を訪れ、地域の実情について住民と意見交換をされています。阿多田地区の住民からは、騒音や事故に対する不安の解消、地域振興策への継続的な支援について強い要望があったと伺っております。また、今年度5月には、住宅防音制度に関する個別相談会を開催されております。このようなことから、国におかれましても、本市、特に阿多田地区の状況には十分な理解をいただいているものと認識しております。また、山口県や地元である岩国市に対して行われた再編関連の説明につきましては、必ず本市にも情報提供がありますし、本市が岩国基地周辺の山口県の市町と変わらない配慮をいただいていることも確かでございます。艦載機の移駐時期が迫る中、引き続き国に対しては、迅速かつ丁寧な情報提供を求めていきたいと考えています。

なお、阿多田地区につきましては、これまでも国のさまざまな制度を活用した事業を実施しておりますが、今年度からは再編交付金を活用し、住民の生活支援施策を実施するためのあたたかあたたか基金に積み立て、安定的に事業を行う予定でございます。阿多田地区の皆様が安心して、生まれ育った愛着ある場所に住んでいただけるよう、これからも努力してまいりたいと考えております。

私は、この米軍再編に関しましては、本市を含めた岩国基地周辺の自治体が、全国民を代表して我慢をするという思いで、それに対する安心安全対策や地域振興策について、これまで築いてきた国との信頼関係の中で努力してまいりました。これからもしっかりと対応してまいりたいと考えています。国の説明では、艦載機の移駐が終わった後に、改めて騒音測定調査を実施し、その後の対策等の検討をするとのことでございます。国に対しては、その結果を踏まえ、実効性のある具体的な対策を求めてまいります。再編に関し、大きな影響を受ける本市の負担に対し、財政的な支援を求めることにつきましては、議員の皆様方と基本的な姿勢は同じでございます。騒音対策等の安全安心に関する施策はもとより、本市の負担や協力に見合った継続的な支援を得られますよう、これからも議員の皆様方と連携し、取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして、2点目の、一般国道2号の越波対策事業についてお答えいたします。

国道2号の整備につきましては、本市と廿日市市で組織する一般国道2号廿日市大竹道路整備促進期成同盟会として、平成12年度の設立以来、国への要望活動に取り組んでいるところでございます。渋滞対策や道路整備の問題とともに、廿日市市丸石から本市玖波にかけての海岸沿いで起こってきた台風襲来時の越波による通行どめや、家屋への浸水、飛散物による被害、護岸の崩壊等への対策につきましても、強く要望を重ねてまいりました。しかしながら、国の厳しい財政運営の中で、これらの対策は遅々として進んでいないのが現状でございます。これらの問題を解消するため、平成18年度には、国、県、市といった行政機関、大学教授などの学識経験者、地域住民で構成する協議会が設置され、越波等への対策について検討してまいりました。協議会での6回に及ぶ検討の結果、平成20年度には、護岸の整備等一定の方針が打ち出されましたが、残念ながら、現在のところ事業化のめどは立っておりません。こうした現状を一步でも前に進めるため、期成同盟会の事務局である廿日市市とも協議の上、昨年10月に玖波地区、そして廿日市市大野地区の住民代表の方とともに、改めて越波対策の事業推進について、国へ要望したところでございます。

国からは、財政状況が厳しい中、すぐさま事業化できる状態ではないけれども、国道2号通行どめ時の迂回路等への誘導など、まずは今できるソフト対策をしていきたいとの考えもお示しいただきました。ただ、網谷議員も心配されておられますように、国道2号からの迂回路として、市道などへ車両が集中することになりますと、交通渋滞を引き起こすことは必至でございますし、緊急車両の通行の妨げとなることなどが予想されます。今後も期成同盟会では、国土強靱化対策、防災減災の観点から、台風や高潮対策、津波対策のための国道2号の整備の推進と合わせて、バイパス的な道路の整備も重要であることを、国に対して引き続き要望してまいりたいと考えております。

また、災害時における車両の迂回による問題とともに、岩国大竹道路開通後には、玖波地区の市街地への車両の流入が発生するのではないかという問題もございまして、これにつきましても、取り組むべき課題として認識しており、対策の一案として、岩国大竹道路から広島方面への通過車両が国道2号におりることなく、広島岩国道路へスムーズに流れるよう誘導する方法もあると思われまいます。いずれにいたしましても、国道2号の整備は一朝一夕にかなうものではございません。今後もあらゆる方向からの対策につきまして、国、県などの関係機関に、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

以上で網谷議員の御質問に対する回答を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 網谷議員。

○8番（網谷芳孝） 今、市長のお話で、岩国市、山口県などの説明があった後に、大竹市のほうに報告が来るとということで、それはそれでいいんですが。ちょっと楽観的といいますか、私、個人から見た場合、ちょっと生ぬるいと言うたら言葉が悪いですが、そんな気がいたします。

そのような中で、今、この米軍再編問題に関しまして、意見とか要望など、いろんな交渉事を行うのに2つの組織的なものが今現在ございまして、ちょっと紹介しますと、2市2町で大竹市、岩国市、和木町、周防大島町の、岩国基地問題議員連盟連絡協議会、こち

らのほうは我々、大竹市の議員も11名ほど入っております。ということで、この中の情報は、即、我々も入ります。それから、今、私が懸念しておるのがもう一つの組織でございます、1県2市2町、山口県、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、この1県2市2町の組織でございます。これに大竹市の名前がないというのが、大変、岩国基地に最もと言っていいほど近い大竹市の名前がないというのが、大変私自身、残念でなりません。というのも、やはり交渉事というものは、何かの組織に、1つの組織に入っただけでどうこうするほうが有効的で、安心もできるんでないかという、素朴な私の意見からそう思いますことなんです。ただ、大竹市も広島県でございますので、なかなか今までの米軍岩国基地に対するスタンスが、ちょっと知事にしろ、隣の廿日市市はもちろんのこと、ちょっと違うので、ちょっと難しい点もあろうかと思いますが、できればこちらのほうに、どのような形でもいいですから入っただけならなと私は思います。議会のほうは、一応、我々入っておりますので、こちらのほうからももちろんいろんな話をしたり、意見をしたりする機会が何度かありますので、こちらのほうはよろしいんですが、ただ、行政として、自治体としての報告を受けているからいいんだということもあるかもわかりませんが、もう一步、突き詰めていただきまして、そのような何らかの形でもいいですから、直接、報告なりを受けるような形になればなと思います。

私は、個人ごとではございますが、その前におられます議長さんにはよく、とにかく特に岩国市の議長さんと、東京じゃろうが、沖縄じゃろうが、とにかくこれは資金もかかることじゃし、これもありますが、とにかくそういう会合には出てくださいと、私はお願いしております。そのようなことで、行政のほうでも、特に岩国市の方とは密に連絡をとり合っただけで、直接その場で情報が得られるような格好にしていただけならなと、私は思います。そのようなことで、現実に予定ではございますが、来年から1万人規模になる予定でございます、岩国市も。軍属、軍人、その家族で。そのようなことから、いろんな問題が起こるかもわかりませんが、そのようなことに備えて、大竹市もやっぱりそれなりの心構えをしてほしいのでございます。

それから、次の越波対策事業のほうでございますが、先ほど申しましたように、明るい材料としましては。

- 議長（児玉朋也） 網谷議員、1問1答。まず、1問目からお願いします。
- 8番（網谷芳孝） 米軍再編のほうは、以上でよろしくお願いいたします。
- 議長（児玉朋也） 危機管理監。
- 総務課危機管理監（高津浩二） 今の山口県の基地関係、県、市、町連絡協議会、これは山口県知事を会長にして、議員おっしゃられましたように、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町で構成しているものでございます。本市としましても、この協議会に加盟するというでなくて、今もこれから現状、市もさまざまな機会を通じて要望しております。それから、いろんな防衛のほうも、先ほど、市長が答弁しましたように、本当に山口県の関係市町と同じように、大竹市に対しても対応しております。ただ、おっしゃいますように、担当としましては、これから岩国市の基地政策課とも情報を密にして対応していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） 今、危機管理監のほうから一応の考え方を御説明させていただいております。市といたしましても、1県2市2町の協議会でございますが、それに入る方向での検討をすべきという御意見でございますが、現在、広島県といたしましては、県自体が容認とするというスタンスになっておりませんので、私どもといたしましては、この協議会と強く連携をいたしまして、これからも行動していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 網谷議員。

○8番（網谷芳孝） 最終的には財政的、先ほど市長も言われましたとおり、財政的支援になろうかと思っておりますが、こちらのほうが主な交渉事になろうと思っておりますので、しっかりいろいろな知恵を出していただきまして、そちらのほうをしっかりと、これが市民を守るための資金にもなりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 続けてどうぞ。

○8番（網谷芳孝） 次に、越波対策事業のほうでございますが、平成18年に一応準備といえますか、協議会が設置され、3年間はいろいろ運動していただいたんですよ。しかしながら、これはうわさにすぎんのかどうかわかりませんが、平成21年の政権交代により、これがぷੱつり切れたということで、大変残念なんです、その資金面もちろんございますが、それから10年たったということなんです、先ほども申しましたとおり、一般国道2号大竹道路整備促進期成同盟会のほうが、一昨年から少し活動していただきまして、要望書まで出していただいた過程に現時点にはなっておりますが、これがまたいつまた頓挫するかもわかりませんので、こちらのほうもしっかり力を入れていただきまして、今回は実現化に向けて、少し力を入れていただけたらと思います。

ただ、ちょっとこれ、まだかなりの時間がかかろうと思っておりますので、暫定的といえますか、1つは上がっておりますのは、通行どめになった場合、高速道路を利用できないかという意見も出ておまして、もちろん無料でということなんです、大変難しい問題ではあるかと思っておりますが、ちょっとその辺の意見があれば教えてください。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 御承知のように、ここが越波して国道が詰まるときは、まず真っ先に高速道路が通行どめになるのが、今現状になっております。そういう意味で、国や県に対しまして、早くに山手側にバイパスの機能するような道を1本、何とかつくれないかというようなことも運動展開しておりますので、議員の皆さん方と力を合わせながら、早期にあの地区が交通渋滞がないような形で進めるように、これからも一生懸命運動してまいりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（児玉朋也） 網谷議員。

○8番（網谷芳孝） 先ほどの越波事業にしろ、米軍再編の問題にしろ、ほとんど要望ではございますが、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて、5番、西村一啓議員。

〔5番 西村一啓議員 登壇〕

○5番（西村一啓） 5番、大竹新公会、西村一啓でございます。このたび発言の機会をいただき、まず感謝を申し上げます。私は、現在、本市が考えております第五次わがまちプラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の1つとして、大竹市の伝統文化、歴史等の展示施設についてと、そして2つ目には、高齢化社会における高齢者への総合的な対策について、質問をさせていただきます。

市長は平素から、山の子、海の子、大竹っ子を大切にというお考えでいらっしゃいます。私にも小学校2年の孫がいます。この未来ある子供たちに、大竹の歴史、文化、伝統を残してやれないものかというような思いで、私は、子供たちにもよく話をするのが、我がまち大竹市は、人口2万7,852人、4月1日現在ではございますが、本当に広島県の中では小さなまちでございます。しかしながら、子供たちには常に言っております。自信を持ったまち、自信を持った大竹市。と申しますのも、昭和29年9月1日に、大竹市は合併をいたしました。平成3年の県内の平成大合併にもかかわらず、大竹市は今日61年余りの大竹市を単独で取り仕切ってまいっております。これも現執行部はもとより、歴代の市長さん、また職員、役職員の皆さんのお力と努力と、私は私自身、心から感謝を申し上げます。

さて、歴史のことにつきましては、きょう6月14日、くしくも今から150年前、1866年6月14日、慶応2年でございますが、きょうの未明、小瀬川を挟みまして、大竹側は徳川幕府連合軍、そして和木側には長州軍との戦が始まりました。これが後の四境の役でございます。下関の馬関、そして山口県の大島、伊保田、そして島根県の益田口に陣を引かまして、そして4つ目がこの大竹口でございます。残念ながら幕府軍は破れました。その8月、徳川家茂が大阪で急死をしたこともございまして、幕府は長州に和解の申し入れをしました。休戦状態ですね。そして今日に至っております。まだ歴史的にもたくさん大竹にはあります。しかしながら、こうした歴史が、私も70年近く人生を行っておりますが、実際、こうした歴史、文化というものが示される場所は、残念ながら大竹にはございません。ぜひともこうしたものを残すことが、本来、大竹市の未来あるまち、人口こそ少ないまちとはいえ、広島県内14の市町の1つでございます。こうしたものができるか、これを市長にお尋ねしたいと思います。また、こうした取り組みについて、すぐには無理かもわかりません。しかしながら、こうしたことが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にあります、人集め、そして若い人、あるいは高齢者の方も安心して住める、定住促進につながる1つの策ではないかと私は考えております。

2つ目でございますが、高齢者への総合戦略、これは私も含めて、これから高齢者、特に2025年問題がございます。戦後の団塊の世代が全て75歳に達する、そういう時代を迎え、全国津々浦々までにも高齢者がたくさんいらっしゃいます。しかしながら、こうした高齢者の方は、決して家で寝たり、施設に入っておる人ばかりではございません。元気な方もたくさんいらっしゃいます。私は、ハード面での施設はなかなかこの市町もできかねない、そういうような状況でございます。要は、施設に入ろうと思えば、高齢者の方が亡くなるか、よそに転所するか、そうしたあきがない限り入れないのが実情でございます。大竹市内にも何か所かこういう施設があります。家庭で入所待ちをしている方もたくさんいます。それらに corres するべき、厚労省は2年前、自宅介護を行うというシフト変更を

いたしました。現在では、自宅で介護される方は全体の53%にも達しております。私は、こうした高齢者への大竹市の取り組み、特にハードの面ではできないかもわかりません。しかしながら、改めてソフトの面のことを市が民間と、また社会福祉協議会、地域の民児協と一緒に取組む、そういう時期に来ているのではないかと考えます。ソフトの面では、こうした高齢者の中に、元気な方をたくさん利用しながら、そしてまたその人たちにも協力を依頼しながら、まちづくりを取り組んでいくのも1つの施策ではないかと考えております。地域の高齢者、先ほど1つの問題と連動いたしますが、地域の高齢者のお力は、既に戦後70年、私が一番大事なことは、70年におけるこの大竹市、このまちをつくってくれた方は、現在の高齢者の方であります。そうした高齢者に対する市として、これからの余生、失礼な言い方かも知れませんが、人生を本当に楽しく、そして安全で暮らせるまちづくりができればと、そういう意味での総合的な高齢者の対策を、本市にお尋ねするところでございます。

まだまだ申し上げたいんですが、壇上での質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様方には、いつまでもお元気で、住みなれた地域で生きがいを持った生活をしていただきたいと思います。これまでも予防施策に力を入れてまいりました。つい先日、シニア運動会で、96歳の方がお元気に出ておられました。実際にまちの中でも、幾つになられてもお元気で畑仕事などをされている方に何人もお会いしております。西村議員からの御質問は、今の、そしてこれからの高齢社会の形を示されたものであらうと思っております。ありがとうございます。

それでは、西村議員の御質問にお答えいたします。

1点目の大竹市の伝統文化、歴史等の展示施設につきましては、後ほど教育長からお答えいたします。

2点目の、高齢化社会における高齢者への総合的な対策について、お答えいたします。

本市では、現在、3割強の方が65歳以上となっており、今後も高齢化率は上がる見込みとなっております。その主な要因は、高齢者の増加ではなく、年少人口、生産年齢人口の減少によるところが大きいと分析しております。高齢者対策の一番の担い手は高齢者御自身であると言わざるを得ません。一口に高齢者と言いましても、お元気な方から、介護が必要な方までさまざまでございます。このお元気な方のお力を貸していただける高齢者対策を検討しております。お元気な方のお力をお借りすることにつきましては、直接的に介護が必要な方を支えるために御協力いただくこともあるでしょうが、まずは地域の中で、高齢者の皆様が元気な状態を保っていただけることを軸に考えております。

これまでの介護予防は、事業所や市内に数カ所の会場にお越しいただき、体操等をした後、自宅へ戻るといった仕組みでしたが、今後は、自宅から徒歩圏内の各地域で体操等を行い、地域とのつながりを維持し、社会参加をしながら介護予防を行っていく視点が大切になってまいります。既に住民が主体的に行うサロン活動等を通じて、月一、二回の運動

をしている地域は数多くあり、とてもすばらしい取り組みだと感じております。ただし、筋力を維持し、かつ参加者同士が顔なじみになり、仲よくなるためには、週1回以上の機会が望まれるため、市では、現在は介護予防による地域づくりと題しまして、各地域でいきいき百歳体操を週1回行っていただくことを進める活動を行っております。地域ぐるみで高齢者の見守りを積極的に進めている阿多田地区において、住民が主体となり、いきいき百歳体操に取り組まれたところ、押し車やつえが不要になった、腕が上がるようになった、みんなと話ができるようになり、まちが明るくなったとの声を参加者からいただいております。この活動は即効性のあるものではございませんが、住民同士のつながりを改めて構築することが、近い将来には地域での支え合いにつながると考えておりますので、1つでも多くの地域で取り組んでいただきますよう、サロンや老人クラブへの働きかけを行っております。

また、介護保険においては、生活支援体制整備事業の一環として、大竹市社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しております。生活支援コーディネーターとは、在宅の高齢者とサービスの提供者とを結びつけ、あるいは地域で活用できる資源を掘り起こすことによって、地域の支え合いを推進する取り組みを行う専門職でございます。この生活支援コーディネーターが行う取り組みの中で、高齢者が担い手として活動する場の確保や、生活支援の担い手の養成について検討していく予定にしております。

以上で、西村議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、西村議員の、大竹市の伝統文化、歴史等についての御質問にお答えいたします。

未来を担う子供たちが、ふるさと大竹の歴史や伝統文化を学ぶことは、極めて大切であると考えております。現在、小・中学校におきましては、総合的な学習の時間で地域に出かけたり、地域の歴史や文化を調べたりすることで、地域のよさを学んでいます。また、小学校3、4年生では、大竹市教育委員会が作成した社会化副読本を活用して、大竹の伝統文化や歴史を学んでいます。さらに、放課後子ども教室でふるさとの歴史を学ぶ場を設け、また関係団体のお力をお借りして開催する手書きこいのぼり教室や、書初め大会での手すき和紙の使用などを通して、伝統文化に親しむ機会を設けております。また、歴史や文化に関する資料を保存、展示する施設としては、図書館2階に郷土資料室があり、ここには亀居城の模型や周辺から出土した瓦、手すき和紙の道具、大竹市史等が保管され、閲覧も可能となっています。しかしながら、見せる施設として十分に活用されているとは言えません。現在、本市においては、社会教育施設等の再編や小方のまちづくり構想を進めているところですが、郷土史料の保存、展示のあり方につきましては、これらを踏まえて総合的かつ長期的な視野に立って考えてまいりたいと思います。

これまで市民の皆さんが大竹の伝統文化や歴史を学ぶ機会として、亀居城関連遺跡の地元説明会や、大竹手すき和紙体験会、玖波うだつストリート散策、西念寺の和紙小市、歴史めぐりバスツアー等が開催されております。今後もこのような伝統文化や歴史を伝承し、

深めていく活動を市民と行政が協働し、継続して取り組むことで、大竹を愛する人づくり、愛される大竹のまちづくりにつながっているものと考えています。

以上で、西村議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩します。

なお、再開は13時を予定しております。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

11時50分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

5番西村議員の再質問から行います。

西村議員。

○5番（西村一啓） 午前中に続きまして引き続き質問させていただきます。

1番目にありました大竹市の伝統文化、歴史等は、先ほど教育長のほうから詳しく説明されました。その説明の中にもありましたように、確かに人に見せる施設はございませんが、見て回る、巡回する施設と申しますか、そういう歴史的なものが大竹市内にあります。それでは、これらを一堂に集めて展示するということにつきましては、改めて御質問をいたします。お願いたします。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） 御質問ありがとうございます。巡回施設等も含めての展示のあり方ということでございますけども、先ほどお答えしましたとおり、今、図書館2階に郷土資料室が展示施設としてございます。市民の皆さんに一層利用していただくために、その巡回施設等も含めて周知方法、拡充等も含め、郷土資料室のあり方というものについて考えてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど西村議員から、四境の役が紹介されましたが、密接なつながりを持つ和木町とも連携協議を進め、共同展示などを模索してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 西村議員。

○5番（西村一啓） ありがとうございます。私は、その施設について、私案ではございますが二、三、お話をさせていただきます。実は、都市計画の中でございます大竹駅の橋上化、せっかくつくる駅ですので、橋を渡る廊下を1メートルでも広くすれば、市内のいろいろレプリカにしても、大竹のそういう古文書にしても展示ができる場所ができるのではないかと思います。現在、大竹の暴力監視追放協議会が、石でつくられたストーンアートを市内にいろいろつくってあります。確かに歴史の継承はそういうものを見ればわかりますが、雨天の場合とか、あるいはまた車で行かなければというようなことを考えますと、市あるいは市外から来られるお客さんにも、廊下を渡ることによって見れる、そういう展示施設も、まさにチャンスではないかと考えております。さらには、現在、既に大竹市の

1つのまちとして小方ヶ丘ができております。この小方ヶ丘につきましても、平成元年2月からこういう計画をしました。28年たった今日、これも1つの大きなまちの歴史と私は認識しております。こうした生活圏、また先ほども申しました小方地区における新駅の設置、そして亀居城址公園、これら文化ゾーンを含めて、まちづくりの中にもそうした歴史的なものを飾る、小方新駅の中にそういう併設ができればと、そういうことでお金をかけない、市民に見てもらえる展示施設ができないかということについて、もう一度、教育長さんをお願いいたします。御質問いたします。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） 創造的、建設的な御提言であり、まことにありがとうございます。

先ほど答弁の中でも申し上げましたように、今、進めております社会教育施設等の再編、そして小方亀居城の利用、そして小方新駅などの小方まちづくり構想も踏まえて、総合的、長期的な展望の中で検討してまいりたいと思っております。時間は大変かかると思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 西村議員。

○5番（西村一啓） ありがとうございます。少子高齢化の今、市の将来を担う子供たちの教育の一環としても、大竹市の歴史、文化を残してもらいたい。また、それらを見せる場所をつくっていただきたいというのが、私の気持ちでございます。1つ目の質問は、以上で終わります。

2つ目の質問に移らせていただきます。高齢化社会における高齢者への総合的な対策として、午前中、市長から詳しく説明をいただきました。私は、高齢化社会におけるものにつきましても、確かにハードの面は無理かもわかりません。しかしながら、申し上げましたとおり、家庭で見られている高齢者、既に53%というのが国の厚労省の発表でございます。2人に1人は家庭ということになりますと、一番大事なことは、これらを介護する家族の方、身内の方の疲労のほうが心配しております。

せんだっても大竹市の消防署の救急救命士の職員の方に大変お世話になった事実がございます。お年寄りが1人いなくなりまして、わずか2時間余りで帰ってきたんですが、けがをしておりました。これを連れていったところ、土曜日でございましたので、診療所はあいておりません、休日診療所です。近くで楽しんでいた老人の方が、日曜日と祝日しか診療所はあいていません。これら1つとりましても、やはりこれから高齢者がふえるまちとして、こういう高齢者への診療対策、急な病気、そういうときに役に立つ場所の設定も大事なことはないかと思っております。そしてまた地域の中の高齢者の方が、いろいろやられる中で、こうした方を集めて、地域ではお茶飲みサロンのようなものも現在行われております。しかしながら、これも大竹市社会福祉協議会を通じて、4年でしたか、補助金が出るんだそうです。だけど、これも5年目には打ち切られるということで、地域の元気なお年寄りの方が一生懸命、地域のお年寄りを支え見守るということをやりながら、やはりそういうところが出てくるというのは、裏を返せば、老人会には予算はつきますが、これは打ち切れるということではございません。家で寝ていても老人会に所属しておれば、その員数分だけは社会福祉協議会を通じて老人会に予算がおりてくるという、ちょっと矛盾を感

じます。別に金額云々とか、もらってないからというのに文句を言うんじゃないで、こうした元気な高齢者の方に、少しでも介護保険料が安く、市の財政負担も軽くなるためには、元気なお年寄り、先ほど申しました100歳までの運動もさることながら、そうした部分で、もう少しソフトの面で高齢者対策ができないかということ、改めて御質問をいたします。

○議長（児玉朋也） 保険介護課長。

○保険介護課長（佐伯隆文） 元気な方についての高齢者対策でございますけれども、市長の答弁にもありましたように、今、阿多田地区でいきいき百歳体操というのをやって、毎週やりまして、大変、効果を上げておるといふふうにお聞きしております。今後につきましては、各地区に参りまして、この体操を広げていきまして、いわゆる虚弱の体質であった方を、できるだけ自立していけるような形に持っていければ、今言った介護保険の適用を受けなくても済むというふうな形にもなるといふふうにお聞きしておりますので、この事業について積極的に進めてまいりたいというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 高齢者が少しでも長く地域で暮らしていける、その地域づくりを目指すという、まさに地域包括ケア構想の実現に向けての御質問だと思います。私は4月から健康福祉部長を担当させていただいておりますが、もはや地域包括ケアの推進というのは、介護保険とか福祉政策を超えた、もうコミュニティ政策じゃないかというふうにお聞きしております。あわせてケアを通じたまちづくりじゃないかというふうにお聞きしております。なかなか難しいところもあるんですけど、高齢者の介護を通じて、その地域ならではの支え合いを構築するということは、その地域で暮らす多くの人にとってかけがえのないまちづくりになるんじゃないかというふうにお聞きしております。

あわせて同時に、そこに住んでいらっしゃる住民の方みずからが、今後の自分の人生とか、あるいは地域のあり方を考える、今回よい機会になるんじゃないかと思っております。そのためにも、住民自治の発想も必要なんだと思っております。地域住民の方と力を合わせて、そのような地域包括ケアの構築に向けて取り組んでいきたいというふうにお聞きしておりますので、どうぞよろしくお聞きいたします。

○議長（児玉朋也） 西村議員。

○5番（西村一啓） ありがとうございます。もう一つ、御質問をいたします。家庭で介護される家族につきましても、午前中お話をした中で、これからそういう家族の方のケアをどうするかということも、大きな問題でございますが、それだけでなく市内には独居老人、あるいは介護をしながら暮らしている身寄りのない御夫婦、どちらかが介護を必要な方もいらっしゃいます。そうしたものが最後に寄りかかる場所は行政でございます。行政につきましては、首長である市長が家庭裁判所のほうに後見制度等の申し入れをします。本来は戦後70年、繰り返し申し上げますが、大竹のまちを一生懸命つくったお年寄りが、だんだんと高齢化が進み、自分自身がわからなくなるときに、当然、身上監護とか、あるいは財産管理の問題も出てきます。そうしたものに对应的なのが、今までは社会福祉協議会、あるいはまた民児協、あるいはまた地域包括ケアセンターとかいうような、いろんな施設

で対応してまいりましたが、先ほどから申し上げますように、大竹市も2万7,000人余りの人口の中で、32.99%では、既に9,000人余りの高齢者の方がいらっしゃいます。その中で、わずか1%、90人の方が入られる施設はございません。介護度3、4、5につきましても、公的には処置入所ということはできますが、これも数に限度があります。こうしたことを含めて、とにかく地域で支え合い、地域で学ぶ先ほど部長言われましたように、コミュニティでの支え合うまち、これこそ住民主体の、地域の高齢者主体のまちづくりにつながるものと考えております。こうしたことが、やはり大竹市で住んでよかった、大竹市にいてよかったということが、まちづくりの基本だと思いますので、これを十分考えられた中での考えを、改めてお尋ねをいたします。

○議長（児玉朋也） 社会健康課長。

○社会健康課長（野島 等） 議員が先ほどおっしゃいましたように、2025年問題ということで、将来、高齢者が多くふえていくということがございます。それで、言われたようにひとり暮らし、あるいは老人のみの世帯、そういった方を支えるために、成年後見制度というのがございます。現在のところは専門の職種の方、あるいは家族の方、親族の方が中心になっております。申し立てがもしもできない場合、家族あるいは本人ができない場合は、市長申し立てという方法がございます。また、これは将来的なことだとは思いますが、後見に携わる方が、やはり高齢者がふえていきますと、従事される方が非常に担い手の不足というのが懸念されております。そのために市民後見人という制度もございます。老人福祉法等の関係法では、そういった市民後見人という制度も市町村の努力義務ということで養成するようになっております。また、家庭裁判所のほうに推薦をするというようなことも規定されております。また、本市のほうは、そこの市民後見という制度、いろいろ検討をしておりますと、養成あるいは養成後の選考、それから裁判所に推薦するための名簿、そういったものとか、あるいは後見人の活動の支援というのを見てますと、非常に総合的で、また長期的な事業でございまして、現在のところ、まだそこまでのところをするというか、準備ができておる状態ではございません。先進市のほうの事例も見まして、さまざまな問題があるかと思っておりますので、そういったものを検討しながら、今後進めてまいりたいと思っております。

また、市民後見制度自体が、まだなかなか市民の方にも普及といいますか、よく知られておりませんので、そういった啓発のほうも、社会福祉協議会等の関係団体と共同しまして、進めてまいりたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 先ほど話しましたとおりで、また同じことになるかもしれませんが、住民がみずから自分の今後の人生とか、地域のあり方を考える、住民自治の発想が必要なんではないでしょうかということを、話をさせていただきました。だからこそ地域住民に身近な行政が、積極的にかかわっていく必要があるかというふうに思います。

今回、介護予防の事業が市町に移行されるということで、そのためにいろいろ取り組んでいるところですが、それも大変なことは事実なんですけど、否定的に考えるんじゃなく

て、新しい地域づくりの契機にしていくということで、プラスに考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 西村議員。

○5番（西村一啓） 最後になりますが、るる御説明をいただきました。なかなか対応がしにくいとお話ですが、繰り返し申し上げますが、最後には行政にすがってくるのが人情でございます。社会福祉協議会、あるいは民児協といえども、限られた人材、限られた内容での対応は非常に難しいのが実情でございます。むしろ行政が市民と一体に出して、そういう市民のヘルパーとか、市民の方の高齢者対応のそういうヘルパーづくりを、市が取り組んでいくのも1つの手かと思えます。これが別に若い人にしてくれということじゃございません。元気な高齢者の方を引っ張り出すことによって、家庭から外に出ることによって、高齢者の方は元気で働いてくれます。そして生きがいづくりが、単なる予算云々ではございません。市内には障害者を初めとしていろんな方がいらっしゃいます。これら全てに対応するのも、やはり行政の仕事と思えます。そして、皆さんを含めて、2万7,800人余りの市民ですので、ぜひこういう皆さん方の力を借りながら、まちづくりをしていくことが、やはり大竹市のこれからの1つの生き残るまちづくりではないかと私は思っております。

そして、歴史でございますが、歴史も、やはり地域の高齢者、特に戦後70年、もう記憶が薄れてくるんですよ、まちの歴史、伝承物を伝えるためにも。そういう人のためにも、ぜひこういうものを大竹市独自に取り組んでいただいて、高齢者の指導とかいろいろあると思えます。しかしながら、大竹には大竹のよさ、そういうものを全面に出したまちづくりを切にお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、9番、藤井 馨議員。

〔9番 藤井 馨議員 登壇〕

○9番（藤井 馨） 市民の味方の藤井 馨です。地震や豪雨による大災害に対し、大竹市行政の考えと対応について伺います。御答弁のほど、よろしく願いをいたします。

日本は、昔から自然災害が非常に多く、たくさんの人々を苦しめてきたことが、歴史資料などからも理解することができます。ここ五、六年を振り返ってみましても、毎年のように豪雨や地震による災害がどこかで発生をしております。2013年7月28日の山口県・島根県豪雨では、1時間に143ミリという記録的な豪雨による土砂災害が発生、翌年の2014年8月20日には、広島市安佐南区等を襲った集中豪雨により、75名の犠牲者を出し、多くの家屋が土石流で流されました。また、昨年は9月10日の関東・東北豪雨で、鬼怒川の堤防が決壊し、多くの家屋が濁流に流されました。家屋の屋根に避難された住民の姿が今でも鮮明に残っています。他方、地震につきましては、大小合わせると毎年のように日本の各地で頻繁に発生をしています。中でも2011年3月11日の東日本大震災では、大津波発生と原発のメルトダウンという重大災害が同時に襲い、1万5,894名の死者と2,561名の行方不明者という多くの犠牲者を出しています。被災された多くの方々が、いまだにもとの生活に戻られていません。そして、ことし4月14日と16日、熊本県を中心に発生した熊本地

震は、最大震度7が2回も襲い、多くの家屋が倒壊し、甚大な被害をもたらしました。以前訪れたことのある熊本城の壊れた石垣、崩れ落ちた瓦などの映像が無残な姿で映し出されたときには、驚くとともに、地震のエネルギーがいかに大きいものであるかということ、改めて理解することができました。報道等によりますと、いまだに続く余震で、被災者の方は不安の日々が続く、大変な生活をしているようです。2カ月過ぎた現在も、住居の確保がなかなか思うように行かず、多くの方が避難場所やテント暮らしをしているようです。地震発生の原因にはいろいろあるようですが、今回の熊本地震は、断層のずれによるものであると言われております。御存じのように、大竹市には岩国市から大竹市の市街地の直下を通る岩国断層帯があります。これがずれることにより地震が発生するのではないかとされています。地震や集中豪雨は、まさに自然災害であり、人間の力ではどうすることもできませんが、あらかじめ災害に備えることで、被害を少なくすることができるのではないかと私は考えています。

私は、今までにも一般質問において、安全の先取りと称して、雨水対策等で考えられるさまざまな危険の芽を早目に摘むことや、安全対策を講じることにより、市民の生命と財産を守ることができるということを訴えてまいりました。広島県は既に梅雨に入っており、雨水災害にも備えなければなりません。しかし、地震は予告なしにいつ起きるかわかりませんので、最低限の備えだけは行政も個々も行っておくことが大切だと考えています。

また、地震が起きた場合、慌てないためにどう行動したらよいのか考えておく必要があります。行政においては、市民の生命と財産を守るために、災害時の安全な避難場所の確保と、市民に対して避難場所の周知徹底を行うことが大切です。昨日も同僚議員から、熊本地震を取り上げ、地域防災計画、それに対する予算及び考えについて質問がございましたが、熊本地震と同じ規模の地震が大竹市に発生したと仮定し、大竹市の行政はどのような考えを持っておられるのか。また、備えをしているのか、市民をどのように守っていくのか、市民の目線に立ってお考えを伺いたく質問をしてまいりたいと思います。

最初に、本庁舎は震度7に耐えることができますか。現状では、耐えるか耐えられないのか、震度7の地震が起きてみないとわからないというのがお答えかもしれませんが、このたび起きた熊本地震において、庁舎の機能を失った基礎自治体が5自治体もあり、そのことにより住民の大切な情報がたくさん損失されたと聞いています。本庁舎が被災し、壊れなかった場合でも、情報などの損失は十分考えられます。被災時に住民の大切な情報をどのように守っていくのか、お考えを伺います。災害が起こると義援金などの支援がございましたが、被害に遭った住民の罹災証明書がないと、せっかくのお金がもらえませんが、保険金の受け取りもできないでしょう。熊本県がこのたびの地震で義援金を25市町村に一時配分したが、罹災証明書の発行など被災後の手続きがおくれ、2週間以上たっても被災者の手元にほとんどが届いていない状況であるという報道がございました。市の職員におかれましては、被災によりたくさんの緊急業務が発生し、大変だと考えますが、機能し始めるまでの時間などを含め、どのような手順になっているのか、お考えを伺いたく思います。宇土市、八代市、益城町等、仮設で対応したようですが、長蛇の列であったというふうに伺っております。

次に、市が災害対策本部を立ち上げるまでに要する時間は、どれぐらいかかるのでしょうか。大竹市災害対策本部条例施行規則の第2条には、本部は本市域に災害が発生し、または発生が予想される場合で、市長が必要と認めたときに設置するとあり、2条には、本部は大竹市役所内に設置すると記載がなされています。本市においては、昨年、一昨年、災害対策本部が設置されています。幸いにも今回の熊本地震や広島豪雨災害に比較すると被害も少なく、道路が寸断され、移動に困るような状況ではありませんでした。市が災害対策本部を立ち上げるまでに要する時間は、おおよそどれぐらい必要でしょうか。仮に災害対策本部の主要メンバーが集まりにくいような大災害が発生した場合について、どのような対策をとられているのか、お考えを伺います。

次に、避難場所での飲み水や食料の確保について、どのように考えておられますか。災害時に備えて、水やインスタント食品、そして毛布などが準備されているとお聞きしておりますけれども、どれぐらいの量が、どことどの場所に備えてありますか、そしてそれらを今回配付された大竹市避難場所一覧にあります60カ所の避難場所に、誰がどのようにして運ぶのでしょうか、伺いたいと思います。

次に、避難場所での防寒対策、衛生面対策をどのように考えていますか。災害、特に地震は、いつ何どきに起こるかわかりません。冬か夏か、昼間か夜か、晴れた日か雨か、雪か、条件により対応も変わってくるでしょう。いずれにしても飲料水と防寒対策、そしてトイレの確保と衛生対策が大切だと考えております。

先月の5月28日に、北海道七飯町の山中で、小学校2年生の児童が行方不明になり、6日ぶりに救出されました。水を飲んで、マットの間に入り、寒さをしのいだと、そういうことでございました。飲料水と防寒対策があれば、人間は何日か生きることができるといことが証明されましたが、これは特殊な例だろうというふうに考えております。避難場所での防寒対策についてお尋ねいたします。避難場所は板張りで、夏でも朝方は冷えることが想定できます。毛布だけでは耐えられないと私は考えています。防寒対策について、どのような準備がなされていますか、伺います。今回、熊本では、段ボールなどが用意されたようですが、お考えを伺いたいと思います。

次に、避難場所での衛生面について伺います。トイレの確保はもちろんですが、それに伴う水洗用の水がたくさん必要になります。どのように準備をされておりますか。長期にわたるとくみ取りも必要になると思います。これらの処理の問題も起こってきますが、これらの準備はできているのでしょうか。あらかじめ簡易トイレをたくさん持っている建設業者などと契約しておくことが必要だと私は考えております。

次に、私は意外に思ったのですが、口の中を清潔にするということが、とても大切であるということを知りました。以前から避難場所での口腔ケアが指摘をされていたようですが、今回の熊本地震でも大きく取り上げられました。せっかく命が助かったのに、避難場所に移ってから肺炎などの病気により命を亡くされた方がたくさんおられたということです。この原因が口の中の細菌によるものだと言われています。御存じのように、口の中にはたくさんの細菌がおり、歯磨きやうがいを行うことで口の中の衛生が保たれていると言われております。熊本地震では、東日本大震災の教訓が生かされ、歯科医や歯科衛生士が

避難場所を回り、指導されたと聞いています。命からがら逃げてきたわけですから、何もない状態です。歯磨きセット等を行政で準備するのかどうかを含め、口腔ケアについて、市民への周知などの取り組みについて、お考えを聞かせてください。避難場所での防寒対策、水洗用の水の確保と後処理、口腔ケアに関してお願いをいたします。

次に、医療や救急体制についてどのように考えていますか。大竹市には西医療センターという立派な病院がございしますが、大災害発生時における大竹市との話し合いはどのようになっていますか。急病人や大きなけがをされた方が数多く発生した場合の搬送方法、受け入れ態勢について、どのように対応するのかお伺いをいたします。また、避難場所での生活が長期化した場合、持病を持っておられ、ふだんから治療している方が治療薬がなくなった場合、どう対応するのかお考えをお聞きしたいと思います。

以上、檀上での質問を終わります。よろしくをお願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 大災害時における市の対応につきましての御質問をいただきました。毎年のように起こる想定を上回る災害を経験するたびに、検証を重ねてまいります。ここまでやっているのも大丈夫とは、誰にも言えないのが現実のようでございます。そのような中でも、現状を正しく捉え、想定し、備えることが重要であると思っています。御質問、ありがとうございます。

それでは、藤井議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市の庁舎が地震により被災した場合に、どのような対応をするのかということでございます。今回の熊本地震では、たび重なる大きな地震により、庁舎が損壊し、業務に支障が出るケースが発生しました。本市庁舎が万一このような被害を受けた場合には、災害初動対応の代替施設として消防庁舎を指定しております。また、住民情報や税情報といった市民サービスに直結するような基本的な情報は、クラウドシステムとして、東京にある民間のデータセンターで保管しており、市のシステムが損壊した場合でも、情報の喪失がないように対応しております。議員御指摘のように、大きな災害が発生した場合には、罹災証明書の発行など、住民の生活の再建に欠かせない業務も急がれるところでございます。ただ、このような大きな災害の場合、職員の参集そのものができるのかという問題もございます。そうしたことから、限られた人員や資源の中で、災害応急業務や市民生活に直結するような優先的な業務も、あらかじめ順位づけしておき、災害時には優先度の高い業務から行うよう、現在、検討しているところでございます。なお、大規模災害の場合は、本市だけの対応では困難になることが想定されます。国、県や他の自治体、また防災関係機関からの支援を頼らざるを得ないことも、また事実でございます。

次に、市が災害対策本部を設置するのに、どのぐらいの時間を要するのかということでございます。台風などあらかじめ予測できる風水害であれば、職員が参集に備え、自宅待機などの措置をとるケースが多く、その場合であれば30分から1時間以内で設置できております。ただ、大規模な地震の場合、交通網も麻痺する中で、職員の参集に手間取ることが予想されます。本市では、震度5弱以上で、原則災害対策本部を設置することにしてお

りますが、庁舎が被災して使用できない場合や、道路事情等により本部に参集できない職員については、自分の住んでいる地域で所要の活動を行うこととしています。また、災害対策本部の主要なメンバーが参集できない場合には、災害対策本部の事務の規定にとらわれず、弾力的な人員配置を行うこととしています。仮に私が登庁できない場合でも、副市長なり総務部長なりが職務代理をすることとしております。なお、現在、市では、職員の災害時の参集の連絡は、登録制のメールで行っております。このメールで参集の可否も確認することにしており、できるだけ速やかな本部の設置に努めているところでございます。

次に、避難場所での飲み水や食料の確保についてでございます。これまで災害でよく利用されている沿岸部の施設や、災害時に孤立するおそれのある栗谷地区や阿多田地区には、飲料水や非常食、毛布などを備えております。特に利用の多い総合市民会館には、飲料水を200リットル、非常食としてクラッカーやアルファ米を約500食、毛布100枚を備えています。そのほか、大竹会館やサントピア大竹、玖波公民館、コミュニティサロン玖波、木野集会所、松ヶ原集会所、栗谷農林振興センター、阿多田島漁協など15カ所にも備蓄しています。その他の避難場所には必要に応じて本庁の倉庫や給食センターから、市の職員が運搬することとしています。ただし、地震災害では、食料品や備蓄資材が不足したり、運搬ルートが途絶えることも想定されますので、市民の皆様方には最低3日分の家庭での備蓄をお願いしているところでございます。さらに、平素からの備蓄には限界がありますので、スーパーや飲料メーカーと協定を締結し、食料の調達から運搬まで、非常時における優先的な確保をお願いしているところでございます。

次に、避難場所での防寒対策や衛生面での対策についてでございます。防寒対策として、市では避難所用の毛布や防寒シートを備蓄しています。また、市内のホームセンターと災害時の資器材の応援協定を締結しており、毛布やストーブ、カイロといった物資も優先的に提供していただけることになっております。また、避難者の口腔ケアなど、健康管理に関することについては、議員御指摘のとおり、避難生活中に体調を崩したり、死亡するといった事例があることは承知しております。現在、避難者の健康管理については、保健師が対応することになっておりますが、本市だけでの対応が困難な場合は、県に、広島県災害時公衆衛生チームの派遣を要請するなどし、避難者個人だけでなく、避難所の衛生的な管理についても支援を受ける体制としています。また、トイレにつきましては、大規模な災害時には、いつも問題になるところでございます。市も携帯用のトイレを備蓄していますが、大規模な災害時には民間による仮設トイレを設置することになると思います。また、トイレ用の水の確保についてでございますが、水道設備が回復するまでの給水支援は、飲料水が優先となりますので、衛生面での管理にも十分配慮し、川の水の利用など、臨機応変な対応が必要となると考えております。

最後に、医療や救急体制についてでございます。災害時の医療体制につきましては、大竹市医師会と協定を締結しており、救護活動の協力体制をとっております。また、日ごろから広島西医療センターとは、地域医療支援、病院運営委員会などの機会を通じて意見交換を行い、より迅速かつ適切な救急搬送が行えるよう、体制を整えております。広島西医療センターは、広島県の災害拠点病院として指定されておりますので、負傷者が多数発生

するような場合には、こちらを拠点として、医療機関の応援部隊の調整や、負傷者への対応を行うこととなります。また、必要に応じて負傷者を市外へ搬送することとなります。これらの対応要領の確認や検証を行うため、本年10月29日に、広島県医師会が主体なり、広島西医療センターにおいて負傷者が多数発生したとの想定により、集団災害救護訓練を実施する予定となっております。消防本部も参加することにしております。また、熊本地震規模の大災害発生時の対応につきましては、本市の消防力だけでの対応は不可能ですので、早期の緊急消防援助隊や自衛隊などの応援要請が不可欠となります。このことから、応援部隊を適切に受け入れるための受援計画を策定し、対策を進めているところでございます。避難所での治療薬の供給につきましては、大竹市医師会に初期対応をお願いいたします。また、大規模災害の場合は、広島県の災害対策本部を通じて、県薬剤師会へ支援要請をし、供給を受けることとなっております。

以上で、藤井議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 藤井議員。

○9番（藤井 馨） 大変御丁寧な御答弁、ありがとうございます。私が質問いたしましたこと、ほとんど網羅されて、次の質問がなかなかできないような形だと考えておりますけれども、組織の統率、あるいは避難先での水、防寒対策、あるいは食料、トイレ、こういったことが大竹市で間に合わなかった場合にも、近くの商店等に契約をして、あるいは病気が発生した場合、あるいは薬が切れた場合、医師会などと契約をして対応しているというところで、非常に私、心強く思っております。

そこで、次の質問に移りたいんですけども、今回の熊本、大分の地震は、地震の震源地が活断層がずれて起こる直下型の地震と見られており、震源が内陸の10から15キロと浅く、揺れが強いのが特徴と言われております。断層に沿ってかなりの幅で長距離にわたって地割れが発生しています。震度7の規模の地震が起きると、大竹市の家屋は木造がほとんどであり、道路も狭く、多くの家屋の倒壊が考えられます。このような中で、もし火災が発生すれば、大変な状況になることが考えられております。昨日も同様の質問がございましたが、改めてお聞きいたしたいと思っております。昔は火を消してから避難するというふうに、私たちは教えられてまいりましたが、現在は、まず身を守る、我が身を守って、その後で電気のブレーカーを切って避難するように指導されていると思っております。これは、通電火災を防ぐ大切な方法だと言われております。地震により停電が起こり、その後、電気が回復し通電したときに、電気器具の上に燃えるものがあると、これが発火源となり、あちこちから同時に火災が発生することがわかっています。阪神・淡路大震災では、多くの火災が発生し、その原因の多くが通電火災と言われております。今回の熊本地震においては、幸いに火災が少なかったのですが、どうして少なかったのか、原因を調査をしておりますでしょうか。今後に生かせる教訓がございましたか。お伺いをいたしたいと思っております。

続きまして、大竹市の市街地のほとんどが、その昔は海であり、今、家屋の建っている部分の地面を一、二メートル掘ると、砂や貝殻が出てきます。このような地質で大きな地震が発生すると、液状化現象が起こるのではないのでしょうか。液状化現象という言葉は聞いたことがあるのですが、どのような現象なのか、少しわかりやすく御説明いただきたい

と思います。また、私たち個々はこういうぐあいに、どのように対応したらよろしいのですか、教えていただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 消防課長。

○消防本部消防課長（池田宗吾） それでは、熊本地震におきまして、火災が少なかった理由について、御説明いたします。

まず、地震発生の時期でございますが、暖房を使わない春の季節というのがございました。また、次に、地震発生時刻といいますのが、夜の9時26分、それと午前1時25分と、火気の使用が少なかった時間帯であったと。次に、3点目といたしまして、電力会社が通電を再開するときに広報車を巡回させ広報を行い、また倒壊家屋の引き込み線を切るなどの対策をとったということが挙げられます。さらに、ガス管の耐震化が図られており、また震度5以上を感知すると、ガス供給を自動停止するマイコンメーターの設置が図られていたこと等がございました。以上のことから、耐震化の促進、あるいは火の取り扱い、避難時のブレーカーの遮断など、これまでのこういった対策が重要であることを再認識したところでございます。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（高津浩二） 液状化をわかりやすくということでございます。液状化と申しますと、地震によって地面が一時的に、文字どおり液状になるということでございますが、通常地盤は土や砂や水、空気などが均等にまざって構成されておりますが、それが地震の大きな揺れによりまして、これら安定していた土や砂や水が分離をして、水が地盤の上のほうへ持ち上がって、水が浮いたような状態になるということでございます。これによりまして、建物が沈み込んだり、浮いたり、傾いたりというふうになることがございます。液状化が起りやすい地盤としましては、海岸とか川の近くとか、埋立地とか、そういった地盤が緩く、地下水の水位が高いところが液状化が起りやすいというふうに言われております。

個々の対策ということなんでございますが、地盤の改善とか、建物の基礎の強化とか、そういったものが有効なんです、なかなか個人で行うには多額の費用もかかるということでございます。地震が発生して、液状化が起り、建物が傾くなど、そうした危険な場合は、避難路の安全に注意しながら、頑丈な公共施設とか、広いグラウンドのほうへ避難していただくということが大事なんじゃないかと考えております。

○議長（児玉朋也） 藤井議員。

○9番（藤井 馨） ありがとうございます。大きな地震等が続きますと、今回の熊本地震、千何百回という揺れが、まだ現在も続いているわけですが、熊本県内の小・中・高校生と特別支援学校の児童・生徒、計約17万人を対象とした地震の影響調査で、4,277人の方の心のケアが必要と認められたという報道がなされております。現在も終息しておりません。とても怖い思いをし、不安を感じているだろうと推察をしております。熊本市教委や熊本県教委は、心のケアに向けて既に対応を始めたとのこと。大竹市では、震災後のこのような取り組みについて、どう考えているのか伺います。

また、介護や障害者施設を利用している方の救済について、どのように考えているので

しょうか。例えば、さつき作業所は耐震性がないと以前から言われていますが、施設を利用中に被災した場合の避難の方法や、避難場所生活について、どのようなお考えか伺いたいと思います。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（野崎光弘） それでは、被災した小・中・高生の心のケアについて、お答えをいたします。

今回の熊本地震のような大きな、また継続的な地震が起こった場合、子供たちの恐怖心、また失望感ははかり知れないものがあると思います。もし大竹市におきましてこのような地震が起こった場合には、同じように心のケアを図ることが大事であるというふうに考えておきまして、1人でも多くの子供たちが心を落ちつかせ、そして元気を取り戻せるように、そのような対応に努めてまいりたいというふうに考えております。

この対応につきまして、大竹市内の教職員だけで対応し切れないというふうな場合には、医療や福祉などの関係機関と連携をしたり、また他市町や他県の応援を求めたりするようになろうかと思っております。

○議長（児玉朋也） 消防課長。

○消防本部消防課長（池田宗吾） それでは、さつき作業所など、介護や障害者施設を利用中に被災した場合の避難方法についてでございますけども、それぞれの事業者には、消防計画を作成していただきまして、火災や地震発生時における避難の方法などを定めていただくとともに、定期的に計画に基づいた避難誘導訓練を行うこととなっております。訓練に当たりましては消防職員を派遣し、指導を行っております。なお、高齢の方や障害者をお持ちの方など、介助が必要な避難者の方につきましては、福祉避難所も市内で2カ所指定しておりますが、大きな災害になりますと、絶対数は不足いたします。県や関係団体などからの応援を受けながら、一般の避難所においても対応していくことになろうかと思っております。

○議長（児玉朋也） 社会健康課長。

○社会健康課長（野島 等） 避難施設に避難しました市民全般のメンタルヘルスについて、お答えいたします。

避難施設でのメンタルヘルスにつきましては、災害対策本部に設置されました保健師を中心として構成されます医療班が行うことになっております。しかし、熊本のような大きな地震が起こった場合、一度にたくさんのそういった医療を必要とする方がおられます。そういう場合は、この市の医療班だけでは対応が困難になります。そのため、県のほうで、精神科医師あるいは看護師、事務職員等を構成員としました災害派遣精神医療チーム、こういったものがございます。こちらが編成されまして、被災地に派遣しまして、被災者の心のケアを行うというようなシステムになっております。この災害派遣精神医療チーム、通称ディーパット、DPATと呼ばれておりますが、県のDPATだけでは賅い切れない、支援できないという場合には、県のほうから厚生労働省のほうに派遣依頼を通じまして、被災されていない都道府県に対してDPATの派遣を依頼するというシステムができております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 藤井議員。

○9番（藤井 馨） ありがとうございます。きのうも同僚議員から、いろいろ地震に対する御質問があったかと思えます。地震対策、あるいは老朽化した自分の家ですね、これに対する予算が少ないのではないかというふうな質問がございましたが、家屋の地震対策を考える市民が少ないというふうな現実もあり、難しい問題であろうというふうに、私自身は考えております。

最後になりますけれども、大竹市総合計画後期基本計画実施計画には、災害・危機に強いまちづくりが記載されていますが、水や食料を3日分程度備蓄している人の割合が18%であり、地震時の家具の転倒防止策を施している方が15%と、いずれも低いように思います。大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも、平成31年度に向けて具体的な取り組みが記載されておりますけれども、いろいろな組織をつくっていくには時間がかかります。まことに僭越だとは思いますが、災害から身を守るには、まず自分自身であるということ強く市民の皆さん方にも認識していただきたいと、私は考えております。災害に対する市民の意識の向上こそが、災害から身を守ることになるのではないのでしょうか。自分が住んでいる周りの状況は、自分が一番よく知っておりますから、災害時の対応をどうするか。ふだんから考えて生活することが大切であろうかと考えております。被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが慌てずに、適切な行動をとることが大切だと考えています。行政においては、他市の教訓を生かし、十分検討をし、備えをし、安全な避難場所の確保をしていただくことで、市民の付託に応えていただきたいというふうに考えております。

最後に、市長、一言御答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 今、議員が御指摘のように、市民の皆様方の危機感が薄い部分がありまして、なかなか自分のうちを補強しない、またたんす等についても転倒防止をしないという現実がございます。決して過度に危機感をあおるわけではございませんけど、この近くには岩国大竹断層というのが直近にございます。そういう意味で、確かに100年先かもわかりませんし、ひょっとしたら今かもわかりません。そういう意味で、市民の皆様方にしっかりお伝えをし、PRしながら、対策をとっていただくこと。そして、いろんなことの施策についての周知徹底、これからも努めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 続いて、2番、末広和基議員。

[2番 末広和基議員 登壇]

○2番（末広和基） 大竹新公会の末広和基と申します。12名の最後を飾らせていただきます。大変、皆様お疲れのところではございますが、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思えます。

2件の質問をさせていただきます。1つ目としては、前回3月の一般質問に引き続き、4月より導入されております人事評価制度について、お伺いいたします。2つ目として、このようなさまざまな新制度が矢継ぎ早に導入されているこの時期に当たり、それらを通

じてのマネジメントの遂行に際し、現実的な取り組みへのリーダーシップを望みたいと考えております、お考えを伺います。

1つ目として、4月より導入された人事評価制度において、旧来の勤務評定制度における評価項目、評価基準はいかに変化され、また追加されてますでしょうか。その具体的内容に意図されている、望まれている最も新しい職員像のポイントをお聞かせください。彼らはいかに変化、成長すべきなのでしょう。そのために必要な育成側の姿勢についても、お考えをお聞かせいただけませんか。

2つ目の質問として、申し上げますとおり矢継ぎ早に導入されている新しい制度への変更期に必要なマネジメントについて、少し具体的な要件で御質問いたします。かつてバブルの崩壊時代に、一般企業においてはリストラクチャリングという、よく聞いた言葉の取り組みが行われておりました。事業の再構築という意味らしいですが、つまるところ人員削減と同意語に扱われ、本来の意味からかけ離れた感があり、ブームに乗った合理化の理由づけとされていきました。同様にこの行政改革のもとで、地方自治体にとっては、トータルの人件費の圧縮につながる職員数の削減が極限まで達しております。そういう中に加えて、さまざまな制度変更が推し進められています。職員の皆さんにとっては、増大化している業務量に加えて、新たな制度導入が行われています。取り組む組織というものの特性として、その組織の目的や役割のために、さまざまな仕組みやルールが存在し、運営されています。旧来の仕組みやルールを変えることなく、新しい制度、つまり道具であるツールですね、これを提供され、ただ導入した場合、下手をすると本来の組織の目的や本質的な役割を変質させてしまうおそれがあります。新制度の導入の本質的意味合いを深く受けとめ、旧来のルールや仕組みのうち、同時に変更すべきものを抽出し、改定する必要があります。ひょっとすると組織を取り巻く環境の変化によって、組織の役割そのものも変わるべきかもしれません。価値観の変容まで含めた形で、組織全体で意味合いの共有に取り組み、管理者みずからが環境や風土の提供に努力するような泥臭い行為まで含め、総合的になされるべきと感じております。

1つ、旧来、取り組まれている例を挙げて説明させていただきます。かつて行財政システム改善という取り組みがしきりに全国で進んでおりました。最近余り耳にしなくなっておりますが、今現在も継続されております。全体の仕組みとしてツールが導入されました。その中の1つの手法として、業務のマニュアル化推進があります。約4,000の事務のマニュアル化を掲げ、その進捗を指標として管理されています。PDCAサイクルを回すという概念的なツールまで提供され、進捗管理制度も動かしておられます。既に取り組み初めて相当な期間取り組まれておりますが、現在、開示されている管理表上では、一向にある時点から進展は見られておりません。ましてや近年はほかの管理制度の導入に追われてか、リアルタイムの状況把握や開示もなし得ない状況になっております。これは、そのことに従事していらっしゃる方の責任でも、担当者の方の手抜きでもありません。つまるところ、導入時の深い意味合いの考察や目的の共有化がなされず、継続的なマネジメントが不足していることが原因と思われまます。この例に見られますように、制度というツールの矢継ぎ早の導入そのものに主眼が置かれることになって、職員の皆さんの、逆にモチベーション

の減衰が見られ、その時点の職務をこなすことだけで精いっぱいになってしまうような形で、スパイラルダウン、マネジメント検証のジレンマに陥ってしまうのも、組織の特性です。

今から質問に入ります。この例に挙げた具体的テーマを通じてでも結構ですし、他の制度導入も含めた総合的御意見でも構いませんが、現場主義に立ったマネジメントの遂行に際し、現実的な取り組みへのリーダーシップを望みたいと考えております。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） マネジメントという多くビジネスの世界での用語を、行政職場で使うことが普通になってまいりまして久しいわけですが、変わる行政と、変わってはいけない行政を切り取って、マネジメントの手法の確立、これはまだまだ途上段階にあると思っております。前回に続きましての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、望まれる職員像についてでございますが、平成12年4月に、いわゆる地方分権一括法が施行されたことに伴いまして、これまでの国と地方の関係は、中央集権的な上下の関係から、対等、協力の関係に変わってきています。以前のように地方が、国からの一律の指示に基づき事務事業を実施するのではなく、地方自治体がそれぞれの立場で分析、判断し、地域の実情に合わせて政策を立案しなければならなくなりました。これまでも各種研修を通じ、企画立案能力の向上を進めてきたところではございますが、こうした研修だけではなく、人事評価を通じて職員一人ひとりの能力を開発し、育成していこうという制度が今年度から本格導入しました。人事評価制度でございます。

この人事評価制度の導入前は、勤務評定という制度でございましたが、人事評価制度と勤務評定制度では大きく異なる点が幾つかございます。これまでの勤務評定制度では、与えられた職務の実績をもとに能力評価を行っていましたが、新たな人事評価制度では、能力評価に加え、上司との協議でみずから決定した業績目標をもとに、業績評価を行うことから、職員のやる気を向上させるきっかけづくりになると考えています。

次に、勤務評定制度ではどの職位の職員も同じ能力評価項目を使用することになっていましたが、人事評価制度では、職位により評価する項目の視点を変えています。また、職位が低い若い職員は、能力評価を重視しますが、職位が高くなるにつれ業績評価を重視する制度としています。つまり、求める職員像が職位により異なっているということでございます。

最後に、勤務評定制度では、評価結果は評価を受けた職員に示されていませんでしたが、人事評価制度では評価結果を面談により職員にフィードバックいたします。このことにより、被評価者は、自分がどういうことで評価され、何が足りなかったのかを知ることができますので、評価に対する納得性が得られやすく、また自分自身が今後どういうことに努力していけばよいのかがわかりやすくなったと言えます。人事評価制度においては人材育

成を行う上で最も大切なのが、評価者と被評価者が行う面談でございます。この面談を通じて、その職位に求められる職員像に近づけるよう、指導、助言していくこととなります。冒頭にも述べましたが、今、自治体職員に求められる職員像は、広い視野でみずから考え、仕事をしていく職員であろうかと思えます。また、事務事業が多様化する中で、専門的な知識、経験が豊かな職員が求められる場合もあり、スペシャリストの養成も求められているところでございます。今後、市の将来を支える職員の育成につきましては、本人の適性も踏まえつつ、新たな人事評価制度を活用し、こうした要求に応えていきたいと考えています。

続きまして、2点目の業務マニュアル化の手法選定の意味及び変革期において必要とされる新しい制度に対するマネジメントについて、お答えいたします。

まず、事業のマニュアル化についてでございます。市役所という組織は人事異動が頻繁にあり、中堅職員においても、これまでに全く経験のない部署に異動することは珍しいことではございません。人事異動のたびに、これまで積み上げられた知識や経験の幾らかが失われるということが水面下で起こっていました。職員数が減少するに従い、係を構成する職員も減少し、人事異動による知見の喪失を取り戻すことがだんだんと厳しくなっていました。防げるはずのミスを事前に防ぐこと、また事業を理解しやすくするとともに、引き継ぎ時間を短縮できることなどを意図して、事務を手順書としてマニュアル化したものでございます。

平成25年度にマニュアル化の手法を確立させ、手順書として書き記すための統一様式を作成し、今日まで全庁的に進めてまいりました。実際に事務が発生したところで、その経験をもとに手順書をつくるという作業を繰り返し、平成27年度末現在で81%の事務の手順書ができています。しかしながら、昨年度までの行財政改革の実施計画における目標、マニュアル化100%の達成はできませんでしたので、今年度は事務のマニュアル化が重要業務だと職員みんなが認識し、行動を起こせるよう、人事評価における業績評価の目標として、事務のマニュアル化に関する項目を必ず1つ設定するよう、指示したところでございます。

既に100%のマニュアル化が達成している部署においては、実際にマニュアルを利用し、経年による変更点はないか、効率よくできることはないかなど、マニュアルの点検や充実にシフトしてもらいます。また、マニュアルを利用した事業実施、引き継ぎに加えて、これまでワーキングスタッフを任命して取り組んできた事務の標準化についても、複数の課に共通する事務のマニュアルをつくるという前段部分の作業が終了すれば、各課の事務のやり方の違いを分析し、最も効率的な手順で作業に着手すればよくなるなど、これまで思いどおりに進捗しなかった行財政改革の実施計画の事務の総点検を、進めることができると考えています。

最後に、行財政改革の取り組みの中で導入されている複数の新しい制度について、そのツールを生かすための周辺整備が必要ではないかとの御質問に、お答えいたします。

いつの時代も、その社会に最も適した行政システムを構築し続けなければいけないとの考えのもと、社会状況の変化に早急に対応し、限られた人材、財源を使い、持続可能な行

政サービスを展開できるよう、行政組織のあり方を考えてまいりました。しかし、多様な職員が集まる組織において、新しい提案に対しましては、考え方が浸透しないとか、今までのやり方になれ親しんだ者が、考え方を転換しづらいなどということがあろうかと思えます。行財政改革という言葉を使っていますが、こと行政組織においては、改善の繰り返しのほうが適しているのではないかと思うこともございます。本市の組織におきましても、私の声が直接全職員に一度に届く機会はありません。また、逆に、一職員の声が、すぐに直接、私に届くものではありません。しかし、その中でも、一人ひとりの職員が、ルーティンワークに埋没することなく、自主的に考え、やる気が出るような組織にしたいと考えています。明るい返事と明るい挨拶と、はいという返事。そして、笑顔での接遇、これは全職員が職種を越えて実施できる普遍的なことで、外から役所に来られる方だけでなく、内部においても明るく、何でも話せる、お互いが気になることは言い合える、そのような組織であってほしいと願っています。今年度は、私と職員が1つのテーマで話をすることで、テーマに関する思いの距離を縮める機会をつくってみようと考えています。行財政改革の基本方針の実施計画についても、改めて策定する予定ですが、間接的にも職員のやる気が高まり、そして職員が働きがいを感じながら、市民の皆様のために積極的に働く仕組みを考えたいと思っております。

以上で、末広議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） 大変本質を突いた御回答をありがとうございました。大変希望と勇気をいただいたような気がいたします。このように、新制度の導入についてとか、方針の共有、こういう普遍的な事柄というのは、時間をかけて効果を見出していくべき組織でもあるでしょうし、そう考えます。

1対1の上司と部下の指導時においても、内容をどこまで、いつ、どのように話をするか。指導を目的としたコミュニケーションに際して、先ほど、大井議員の御質問にもありましたが、市民の皆様将来の構想や現状をいつ、どのように、誰が説明するべきなのか。下手をすると不安を増長させてしまうかもしれないという答えがありました。同じように、部下の指導に際して、育成目的を前提に一人ひとり接する場ですが、相手は一人ひとり別の人間です。同じことを同じように紙に書いて渡せば、同じように育つとは言えません。人が育つというのは、言葉ではなく、特に行政システムのように、ほとんどがOJTを通じて育て上げていく。たまに定期的な研修もございましょうが、ふだんの仕事を通じての育成が一番現実的で、一番近道の成長方針だと思います。しかしながら、こういう難しい時代で、難しい制度の導入に際して、さまざまなツールをベースにOJTを通じて、それらの導入を目的とするのではなく、導入を通じて職員の育成につなげていくという取り組みを継続いただければ、未来につながるかと思えます。

質問を少し変えさせていただきます。3月、市長はこの変革期のことをガバメントからマネジメントへと、一言で言い当てられておりました。そのお言葉の意味を組織構成員に伝えていく。初めてこの言葉を聞いた職員の方が、上司の方に、意味を教えてくださいと、

お問い合わせがあったといたします。どのように説明されますか、どなたかこういう場ではお答えしづらいかもしれません。もし、御経験に基づいてお答えいただける方がおられれば、ありがたいかなと思います。いかがでしょう。どなたか勇気を持って手を挙げていただけませんか。もしあれでしたら、市長が申された言葉ですので、市長のお答えでも結構です。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 行政本来の目的、組織の目的は、まさにガバメントでございます。ただ、その日本語に訳すときに、単純に統治という訳し方をしますので、大変理解が難しいというふうに分身自身思っております。外来語の訳し方というのは、これから気をつけていかなきゃいけないというふうに思っております。そういう組織目的であるガバメントと、それから職員皆様方が日々仕事をする、そのやり方、経営の仕方、そのやり方については、今まであんまり考えていなかった、もっとマネジメント、きちっと同じような少ない資源の中でも、それを有効に活用しながら、結果を大きく上げていくようなやり方、その知恵を絞っていくことも大切よと。だから、そここのところの考え方というのは、きちっと考えていく必要があるよねというようなことの意味で申し上げたような次第で、ただ、自分がこう10年間この職におりますと、大変、行政のこの仕組みの中に、いわゆる金銭的なことで評価される効率という部分だけの評価、マネジメントというのは、あんまりそこに突っ込んではいけないということを、本当に最近、切実と感じているような次第でございます。

まさに、市民の皆様方に幸せを感じながら、幸せをお守りする、市民の皆さんをお守りする、その役割のガバメントの部分では、ただただ、いわゆる金銭的な効率だけでない、本当に効果をあらわすようなやり方をやる、そのマネジメントが必要であるというふうに、最近特に思っておるような次第でございます。そういう意味で、こういうことをお互いが、職員みんなで共有しながら、同じ目標に向かって市民の皆様方のために働きがいを持って、積極的に働ける、そういうお互いが共通の目標、目的を持てるように、これから職員皆さんと話をさせていただくと、その機会をつくりたいなというふうに考えているような次第でございます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。市長と直接、接することができる職員の方は少ないと思います。ぜひとも、言葉を変えながら、職員の方々に直接御指導いただけるときには、市長の本意が、末端の職員の皆さんにまで伝わっていくように、管理職の皆さんも、御自分の言葉で語れるようになっていただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

1つ、ちょっとこの場にふさわしくないかもしれませんが、これはインターネット上に、今の時代ですから、何度も申し上げているように、地方自治体は大変な変革期にあります。何百万人もおられる地方自治体の職員の皆さん、特に若い方は、今、大変な業務量を背中に背負って走ってらっしゃいます。そういう方々の日々の愚痴や本音が、あるページにたくさん書き込みをされております。こういうサイトはたくさんあります。その中で、愚痴

や本音の部分、少し抜粋して読ませていただきます。人員削減により仕事量が増加し、一人ひとりが目いっぱい仕事をこなしている状態である。業務の質が高くなっているため、過度な仕事量により精神的、肉体的ダメージが起きている。働かない人の分まで働かなければ仕事が回らないので疲れを感じている。ただでさえ少ない給料やボーナスもカットされるのが当たり前になってきている。マスコミや世間一般からの異常なほどの公務員バッシングに精神的なダメージもピークだ。やる気のない者や、明らかにその職場に不適格な人でも無駄に勤務させている。仕事ができ当然であり、非難されてばかりで感謝されることはほとんどない。るる何千項目もある中で、少しだけ読み上げさせていただきましたが。

現状では、皆さん方の職場については、予算もない、人員も少ない、残業しても残業代はもろちやいけんような雰囲気もある。そんな中で、ないない意識に感じるような現状で、部下の方のモチベーションアップにつながるような一言を、今のような書き込みサイトで、誰が書いたか、いつ書いたかわからないところというの、ストレスの解消になりません。言うちゃったで終わります。できれば、直属上司にぶつけてほしいと思う。そのぶつかってきたときに、一言、かわいい部下が苦しんでおります。一言投げかけてやってください。その一言をここで言えませんか。それこそ難しい質問だと思います。これ、私がある人に、この方は大変人間力が旺盛な方で、行政の仕組みも、民間の事業体の要件もよく御存じの方です。その方に、このペーパーを見ていただきまして、部下に一言、切り返してこられました。1つ目の答え、おい、飲みに行こうぜ。これですね。まず。せつかく頼ってきた部下が愚痴をこぼせる上司として信頼を授けてくれた部下に対して、この一言が最初に言えるかどうかですね。しばらくたってその方が、社会人ちゅうのは、こなした仕事の量で給料をもろとんじゃないよ、ストレスの量でお金をもらうんじゃ。民間じゃろうが、行政じゃろうが一緒いや。これ、2つ目でした、アドバイスでしたね。最後に、これ極めつけなんです、自分でもこういう言葉は若い時代に、ひよっとしたら今も言ってらっしゃる。言ってらっしゃるけども、聞かせてもろたことがない。これは上司としての失格だ。これは大変、知恵のある示唆だったというふうに思います。本会議の場で、質問形式でさせてはいただいておりますが、大変、お答えにくい形の投げかけでした。大変失礼いたしました。

最後になります。お礼の御挨拶とさせていただきますが、こういう投げかけを、問いかけを、またできれば質問に対して、勇気を持って手を挙げてくださる上司の方がおられる職場になっていただきたいと思うんですが、あえてそれをさせていただいたのも、今の地方自治を取り巻く環境というのは、大変厳しさが増しております。お互いの立場を尊重しつつ、本音で語り合い、このまちのために力を合わせていくしか、今を乗り切る方法はないと思います。それは、一般市民の皆さんに対しても同様だと思います。この場にいる我々だけでは力が足りません。市民参画とかいう言葉、いろいろ表現は違うんですが、たくさんありますが、現状を共有して、お互いの思いや立場を超えて、個人のニーズのみで語り合うのではなくて、本当の意味での公共のニーズで語り合うことによって、伝え合って、最終的には地域のニーズとして結晶させ、1人ではできないことをみんなで解決する。

その利害の調整力や合意形成力を持つ職員の皆さんとともに、私達も頑張っていきたいと思っております。ぜひとも、そのような職員の皆さんの育成にお力を注いでいただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第8〔一括上程〕

報告第 1号 繰越明許費繰越しの報告について〔一般会計〕

報告第 2号 継続費繰越しの報告について〔一般会計〕

報告第 4号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 3号 専決処分承認を求めることについて〔平成28年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）〕

議案第44号 平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕

議案第45号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕

○議長（児玉朋也） 日程第3、報告第1号繰越明許費繰越しの報告について〔一般会計〕から日程第8、議案第45号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕に至る6件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第1号、報告第2号、報告第4号、認第3号、議案第44号及び議案第45号につきまして、一括して御報告並びに御説明を申し上げます。

初めに、報告第1号及び報告第2号につきましては、平成27年度から平成28年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調整いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

それでは、まず報告第1号繰越明許費繰越しの報告について、御説明申し上げます。

第2款総務費の固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定事業につきましては、事業完了が平成28年11月末となる予定であり、年度内の事業完了に至らないため、繰り越したものでございます。電子計算機管理事業及びマイナンバーカード発行事業につきましては、予算化から事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

第3款民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業及び子ども・子育て支援システム改修事業につきましては、予算化から事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

第8款土木費の県営事業負担金につきましては、広島県が施行する道路及び港湾整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。元町南栄排水路改良事業につきましては、関係権利者等との協議調整に時間を要し、年度内での事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。南栄下白石線ほか1路線道路改築等事業につきましては、下水道合流管渠等の地下埋設物布設工事との工程調整により、年度内での事業完

了に至らなかったため繰り越したものでございます。大竹駅周辺整備事業につきましては、関係する鉄道事業者等との協議に時間を要し、年度内での事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。

第10款教育費の玖波小学校改築事業につきましては、平成27年度、平成28年度2カ年事業のため、工事の執行に伴い必要となる事務費を繰り越したものでございます。小方公民館大ホール解体等事業につきましては、関係団体との調整等に時間を要し、年度内での事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。アゼリアホール天井改修事業につきましては、工法の変更等により年度内での事業完了に至らなかったため繰り越したものでございます。

次に、報告第2号継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第8款土木費の市営住宅御園団地6号棟建設事業につきましては、平成27年度から平成29年度の3カ年の継続費を設定しておりますが、平成27年度の予算に6億円を平成28年度へ逓次繰り越したものでございます。

第10款教育費の玖波小学校改築事業につきましては、平成27年度から平成28年度の2カ年の継続費を設定しておりますが、平成27年度の予算2億6,805万6,892円を、平成28年度へ逓次繰り越したものでございます。

以上で、報告第1号及び報告第2号の2件の繰り越しの報告を終わります。

続きまして、報告第4号大竹市土地開発公社の経営状況について、御報告申し上げます。

まず、一般会計の事業概要でございますが、平成27年度中に取得した用地はございません。処分いたしました用地は南栄3丁目宅地造成事業用地2区画を総額1,798万9,740円で処分いたしました。

次に、収益的収支につきまして御説明申し上げます。収入総額は2,905万2,286円であり、支出総額は4,513万9,009円で、差し引き1,608万6,723円の純損失となりました。

続きまして、特別会計の事業概要について御説明申し上げます。

この特別会計は、岩国大竹道路事業に関する用地の先行取得を行うための会計でございます。土地開発公社による先行取得は終了したため、土地の処分のみとなり、平成27年度中に処分いたしました用地は国土交通省による再取得用地で、処分面積は7,671.08平方メートル、処分価格は8億8,788万2,163円でございます。収入総額は8億8,788万2,887円であり、支出総額は8億8,788万2,163円で、差し引き724円の純利益となりました。なお、財務諸表につきましては決算書に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

続きまして、認第3号専決処分の承認を求めることについてでございます。

平成28年度大竹市土地造成特別会計補正予算〔第1号〕を御説明申し上げます。本件は、平成27年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが明らかとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成28年度の歳入を繰り上げて、これに充てるための予算措置が必要となりました。しかしながら、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年5月26日付で専決処分をいたしましたので、御承認をお願い申し上げます。

ざいます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に6億2,136万6,000円を追加し、予算総額を9億5,147万2,000円とするとともに、一時借入金の借り入れ最高額に6億2,000万円を追加し、一時借入金の借り入れ最高額を9億5,000万円とするものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、平成27年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入総額は6億4,090万9,134円となる見込みでございます。歳入の主なものは、自然公園用地として一般会計が購入した大願寺地区の土地売却収入が3億8,900万円、晴海商業用地の土地貸付収入が約2,300万円、晴海一般分譲用地の売却収入が約2,800万円、一般会計繰入金が2億100万円でございます。

歳出の主なものは、各造成地の維持管理経費や地方債の繰上償還を含む公債費などが約7億3,000万円となります。これに平成26年度決算における繰上充用金約5億6,000万円を加えた歳出の総額は12億6,227万4,592円となる見込みでございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと6億2,136万5,458円が不足となる見込みであり、この金額を平成27年度の不足額として、平成28年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

以上で、認第3号の御説明を終わります。

続きまして、議案第44号平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕及び議案第45号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕の補正予算につきまして、その概要を御説明申し上げ、御承認を得たいと思っております。

まず、38ページからの議案第44号平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕につきまして、御説明申し上げます。このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ3億6,216万6,000円を増額し、予算総額を149億3,508万円にするものでございます。

それでは、このたび御審議いただきます一般会計補正予算〔第1号〕の内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により42ページからの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、地方創生事業基金積立金を3億2,876万円計上するものでございます。第3款民生費につきましては、国民健康保険の広域化に伴うシステム改修経費として国民健康保険特別会計繰出金を180万6,000円計上するものでございます。第8款土木費につきましては、国の地方創生交付金を財源とした小方地区のまちづくりの基本構想策定事業に要する経費を2,000万円計上するものでございます。本事業は、平成27年度大竹市一般会計補正予算〔第3号〕に計上し、平成28年度へ繰り越す予定でございましたが、財源としていた国の地方創生交付金が1次募集にて不採択となったため、繰り越しは行わず、平成28年度予算に改めて計上するものでございます。財源として計上しております地方創生交付金につきましては、現在、2次募集での採択に向けて申請作業を進めているところでございますが、国と協議をさせていただく中での感触といたしましては、採択は大変厳しい状況であると認識しております。国との協議を引き続き行い、採択されるよう努めてまいります。2次募集で不採択になる可能性も考慮し、他の財源の確保に向けた取り組みも並行して行っていきたいと考えております。第9款消防費につきまして

は、160万円を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、消防団の救助用資器材の備品購入費として100万円、地域の防災活動に必要な備品整備費用として自主防犯組織に対する補助金を60万円計上するものでございます。第10款教育費につきましては、玖波財産区繰入金を財源として、玖波小学校の備品購入費を1,000万円計上するものでございます。

次に、41ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第13款国庫支出金につきましては、地方創生交付金を2,000万円計上するものでございます。第15款財産収入につきましては、今後、国と契約を締結することになりますが、小方公民館用地の売払収入を7,751万5,000円計上するものでございます。第17款繰入金につきましては、1,180万6,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、玖波財産区繰入金を1,000万円、このたびの補正予算について財政調整基金繰入金による財源調整として180万6,000円を計上するものでございます。第19款諸収入につきましては、2億5,284万5,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を160万円計上するものでございます。また、小方公民館等解体補償費として、国との契約予定額から既に予算を計上している額を差し引いた2億5,124万5,000円を計上するものでございます。

以上が議案第44号平成28年度大竹市一般会計補正予算〔第1号〕の概要でございます。

続きまして、44ページからの議案第45号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕につきまして御説明いたします。このたびの予算の補正は、歳入歳出それぞれ480万6,000円を増額し、予算総額を44億3,254万6,000円にするものでございます。内容といたしましては、国民健康保険の広域化に伴うものとしまして、歳入に計上しております国庫補助金300万円と、一般会計繰入金180万6,000円を財源として、国民健康保険システムの改修委託料を480万6,000円計上するものでございます。

以上で、報告第1号、報告第2号、報告第4号、認第3号、議案第44号及び議案第45号の報告並びに説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） 報告第4号大竹市土地開発公社の経営状況について、少しお尋ねをいたします。

私は、この決算書の中に理事として名前が載ってますけども、4月の途中で個人的事情で辞任しましたので、この決算書の決算の承認には加わっておりません。で、まず1番目として、これ異動が書いてあるんですけど、ついでに理事の全員の名前があったらいいなと思いました。これは感想です。

それで、前にも何度か開発公社の理事になりましたけど、その都度、私、言ってるんですけども、短期借入金という項目がないんですね。長期借入金、まあどうでもええやんかと言ったら、どうでもいい話かもしれませんが、しかし、短期と長期というのは、会計の



世界でかなり厳密に区分してあるんですけども、実際、特にこの一般会計においては1年単位でぐるぐるやっているって、何度も説明を受けているんですけども、なぜ短期って書かないのかなっていう、これは素朴な疑問です。教えてください。

それと、次、土地を扱うには一般的には宅建業なり宅建免許なりが要るんですけども、その点はいかがでしょうか。

とりあえず以上です。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（坪浦伸泰） 御指摘ありがとうございます。大竹市土地開発公社一般会計貸借対照表にあります負債の部に、固定負債ということで30億7,000万円ほど計上しているものが、固定負債の長期借入金のところに掲げてあるといったことに対する御質問だと思います。

日域議員の御指摘を受けまして、限られた時間ではございますけども、いろいろと調べてまいりました。推測ではありますけども、予算上、長期借入金として借り入れられていくこと、また借り入れ期間が1年以上になっていることから、従来から固定負債の長期借入金として分類してきたのではないかと考えております。しかしながら、土地開発公社の経理基準要項によりますと、貸借対照表日、当土地開発公社でございますが、3月31日となっております。この翌日から起算して1年以内に返済予定日が到来するものにつきましては、到来するか否かで固定負債の長期借入金か、または流動負債の短期借入金かを判断するようでございます。こういったことになったのは、思い込みと同時に、前例に倣って処理していれば間違いないというような思いがあったのではないかと考えております。今後は、他の土地開発公社、例えば県の土地開発公社であるとか、こういった処理をしているかといったところもお調べし、改善すべき点がございましたら、改善してまいりたいと考えております。御指摘ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 監理課長。

○監理課長（香川晶則） ただいまの御質問で開発公社の職員に宅建業の資格が要るのかという御質問でよろしいでしょうか。ちょっと私も勉強不足で、その辺のところはちょっと今、即答できかねますので、ちょっとお時間をいただければと思います。

○議長（児玉朋也） 調べますか、今から。

暫時休憩です。

~~~~~○~~~~~

15時00分 休憩

15時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前により、会議を再開いたします。

日域議員の質問の答弁からお願いいたします。

監理課長。

○監理課長（香川晶則） 時間をとっていただきまして誠に申しわけありませんでした。

土地開発公社と申しますのは、公有地の拡大の推進に関する法律にもとづいて設立され

た団体でございます。それにもとづいて土地を購入したりあるいは処分したりするわけですが、宅地建物取引業法の78条に、国及び地方公共団体につきましては、その宅地建物取引業法の適用除外というような条文がございます。国及び地方公共団体だけかなと思いましたが、国有地の拡大の推進に関する法律施行令の第9条のほうに、土地開発公社もそれに含まれるというふうに解釈しておりますので、以上により宅地建物取引業の資格は要らないと思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） ありがとうございます。それと、さっきの長期短期の話ですけども、ありがとうございます。正直言って、今まで何回言っても聞いてくれなかったことですから、これからもよろしく願いいたします。

それで、さっきの78条の件ですけどね、これを要するに民間の不動産屋さんは、変なことするけん法律に縛ると。役所はそんなことしないからいいんだということではないと思います。なぜかって考えたときに、どこにも書いてはないです。しかし、まちの不動産屋さんもいるけども、いやしくも公の立場として土地を扱う以上、宅建業の免許をクリアするぐらいの知識はあるよねっていう前提で動いているわけですね。この前の体験から、私、これは絶対言わなくちゃいけないと思って言ってるんですが、さっき、私ごとで理事をやめたって言いました。それは、突然、開発公社の土地を買いたくなったからです。そして、公法の中に、役職員は買ってはいけないって書いてあるんですね。じゃあ、やめるしかないですよ。それでやめました。連休明けに契約書を交わしました。その契約書、大竹市の土地開発公社の分譲地の売買契約って書いてあるんです。土地の分譲ですよ。分譲地が、ふたをあけてみたら畑と田んぼと宅地のミックスでした。何でこんなものが、しかも契約書には農地の「の」の字もない。通常は何かあります、農地の場合はね。農地の場合は、事前に農転するとか何かあるんですけども、私が言うまで全然なくて、堂々と農地って書いてあるにもかかわらず、誰も何も言わない。

で、原因が私、考えられるのが2つあります。さっきの市長の答弁じゃありませんけども、市長の答弁と反対のことを言うかもしれません、皆さん、それこそですよ、監理課に行っても何も知らない。勉強もしない。何も知らんから、ただワープロに入っとる文章をですよ、ただプリントして、これを契約書ってやったのかなというのが1つ。もう一つは、別の部署の方が私に言いました。農地だというんで問題があるとは自分も思いました。言いにくいんですよ。同じ市役所の中では、これ、さっきの市長のお言葉にありましたね。お互い何でも言いたいことが言い合える職場ってありました。無知か、もしくは言えないか。それ以外に理由があつたら教えてほしいんですが、そういうものが私、悪口言ってるんじゃないですよ。そういうことをクリアしてほしいんですよ。これはひとえに土地開発公社ということであれば、太田理事長のことですけどもね。

もっと言えば、農地がある、どうしようって、私が副市長に電話しました。そして、双方で、売り主、買い主で連名で農業委員会に農転の届けをしようって言って調印式をしたわけです。その後で県に電話かけたら、土地開発公社は農業委員会をパスしてですよ、農

業委員会の承諾なしに農転できますよって、県が教えてくれたんですよ。それで、じゃあ農業委員会に行ったやつは取り下げるっていつて、それで結局、契約書も書きかえて、一応もちろんちゃんと行きましたよ、簡単な話ですから。ただね、どこのまちの不動産屋さんでも、農地の扱いなんて知らん人はいません。私、そんな不動産屋に会ったことないです。そう考えたときに、一体このまちは、一個人じゃないですよ、1人の職員さんじゃないですよ、何人かいて、何でこういうことが起こるのかなと思ったんですが。ぜひこういうことは改めていただきたい。

その前段として、さっきの長期短期の借入れのことがあるんですよ。私が何回も言いました。もちろん太田理事長じゃないですよ。でも、ああだこうだ言っつて、変えようともしない。私、いつか大和部長が答弁したときに拍手したことがありますけども、きょうはしませんでした。ああいう意味で、ああいう異分子の方は価値があるんですよ。県から来た人が異分子であること自体がおかしいんですけども、私から見たら明確に質の高い異分子です。ぜひ、皆さんもそのレベルに合わせてください。よろしく願います。副市長からコメントをいただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） 土地開発公社の件でございますが、ちょっと今、私の今からの答弁が、ちょっと矛盾じゃないんですが、この場では今、副市長として出ております。理事長として出ておりません。出資団体の代表としてこの場に出ております。それに合わせて理事長のそういう職を持っておりますことで、ちょっと答弁の仕方が、ちょっと難しくなるとるんで、まことに申しわけないと思います。

まず、土地開発公社の農地の問題でございます。これは明らかに土地開発公社、市としては指導すべき立場のものだと思っております。土地開発公社が農地を持つてはいけないという法律は、原則的には明確なものはございませんが、公有地拡大の目的で農地を買い取る際には、当然、その前に転用して買うか、その後、直ちに農地転用すべきものと考えております。それが過去数十年そのままになっておったことにつきましては、私の立場としては、公社に出資しております市の立場としては、おわび申し上げるしかございません。まことに申しわけございません。

それと、先ほどのもう一つの経理上の問題でございます。これ、昨日、そういうような御指摘があったという、夕方なんですがお聞きしまして、いろいろと調べさせていただきました。その結果、基本的には日域議員の言われるとおりだったと判断しております。今後、この件につきましても、厳正に対処していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 報告第4号土地開発公社と、それから認第3号土地造成特別会計補正予算、この2件でお聞きします。

私、土地開発公社の理事になったことは一回もないので、余りよくわからないんです。ただ、全国的に財政がそれなりに健全化して、土地開発公社を廃止している自治体がどん

どん今、ふえていると。大竹の場合は、岩国大竹道路の受け皿的などころの特別会計というのが、初めて見せてもらったんですが、これありますよね。これはこれでもう、これが国から全部入ってくるまでは、ここの組織を解散するわけにいかないんでしょうけど、その後ですよ、この土地開発公社も普通財産にして解散していこうという全国の自治体の流れに対して、大竹市は今どのようにその辺を考えておられるのか、その辺の見通しがつくのかつかないのか。当然これ、一般会計との絡みも出てくるんじゃないかなと思うんですよ。土地の評価とかによって、財政指数とかそういうものが。そういうことをちょっと教えていただきたいということが1点と、それから専決処分ですよ、認第3号の、これ2つありましてね、まず専決処分ですよ。5月26日に行われたと。議会を開くいとまがなかったと。5月26日は生活環境委員協議会を開催しとるんですよ。いとまがないことはなかったと思うんですよ。確かに専決処分というのは179条にあるんですけど、今回は非常に金額が大きい。皆さんも御存じだと思いますけど、契約に関しては、1億5,000万円以上は必ず議会にかけなきゃいけませんよね。土地の取得、あるいは売却、これは予定価格が2,000万円以上、5,000平米以上、これも議会にかけなきゃいけないと。それをはるかに超える金額を専決処分されていると。5月26日に、なぜ臨時議会を開かなかったのかということと、次に、この専決処分のありようですよ。それから、もう1点、6億2,136万5,458円ですか。これ繰上充用すると。この繰上充用というのを、ずっと今までやってきたからいいじゃないかという考え方もあろうかと思うんですけど、それは非常に無責任であって、この繰上充用6億2,000万円、この平成28年度の会計から前借りして払っとくんですよということだと思っております。そうすると、この6億2,136万5,458円、これは払っておるんですよ。前の年からこの会計からは金ないんだから、どっかで借りとるんでしょう、この金は。どこの会計から借りとるんですか、こんな金は。どこの金融機関に返しとるんですか。繰上充用というのは、当然、次年度の予算から持ってくるにしても、どっかの会計から払わないと、償還計画の中で払うようになっているわけでしょう。それを払えなかったら、次年度から持ってくるというんだけど、どっかから払とるんでしょう、これどっかの会計から。どこの会計なんですか。

それから、6億2,100万円、来年度。来年度の予算は一体幾らだったんですか。来年度の予算と、この6億2,100万円を入れた、その歳入の明細、どっからどういうふうにお金が入ってくる。市役所は単式簿記なんですよ、現金主義で。一番単純な簿記なんですよ、複式簿記に比べたら。だから、家庭で言うたら家計簿なんです、要するに。家計簿の中に土地を買ったからといって、土地の資産が幾らになったとか、車を買ったから資産がこれだけふえたとか、そんな家計簿はつけませんよね。車を買った、土地を買った、何百万円払ったとか。携帯電話のこれを買ったとかってやるんですけど。これ、多分、貸借対照表できないと思うんですよ。貸借対照表はどうなるんですかね、これ。来年度の予算6億2,100万円の歳入見込み、具体的な。それを教えてください、今の3点ですね。土地開発公社と専決処分の理由と、5月26日にいとまがなかったと言うけど、生活環境委員協議会をやって、ほとんどの議員が来ておられたという。なぜやらなかったという、臨時議会をやらなかったか。それから、この6億幾らの金額が余りにも大き過ぎると。これはどうい

う次年度からの根拠に基づいて歳入を充てるのかと。これ、実際払っとるはずですから、どこの会計から払っとるのか、それを教えてください。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 開発公社の扱いでございますが、廃止をするという方向である市は多くあります。廃止をした場合にはどのようなことになるかといいますと、開発公社が持っている土地、これを取得原価です、取得原価で市が買うということになって、開発公社のほうは債務が解消し、解散ができるということになります。土地を取得するその原資をどこに求めるかということですが、これは地方債に求めるということになるかと思えます。地方債に借りかえた瞬間から、元利償還金というものがキーになってまいります。大きな金額の地方債の発行をしますと、その元利償還金で一般会計は非常に窮屈になるという状況があります。他にもいろいろ案件もありますし、いろいろ財源の確保に苦労しているところがありますので、現段階で一般会計のほうにつけ回すということについては、非常に困難であるというふうに判断をしているところでございます。

次に、専決処分についてということでございますが、これは昭和55年ですから、恐らく港町会館絡みだろうと思うんですが、その当時から土地造成会計は繰上充用を繰り返しております。これは土地を造成をして、その土地が計画どおり売れなかったら、元利償還金を返すお金がなくなったり、利子についての負担が常に生じますので、土地が早くに完売しないと赤字基調になると、こういうことがあります。昭和55年に本会議に提出をさせていただきまして、審議をさせていただいたという記録がありますが、次年度からはこれまでどおり協議会等で説明をさせていただいた後、専決処分ということが続いております。ただ、5月中に本会議があった場合、ほかの案件があつて5月中に本会議が開催をされたというときには、5月で補正を計上したということが何回かございますが、これにつきましては繰上充用というのは、会計の赤字をどのように取り扱うかと、こういう手続的なものでございますので、内容は至って簡単なものでございます。こういうようなことで議会との調整の中で、ただそうは申しまして金額が大きい話でございますので、ただ単に市長限りで専決処分するのではなく、事前に協議会等で説明をした上で、専決処分を行うと、こういう慣例をもう何十年も続けてきたところでございます。この慣例をもちまして、今回もそういう判断をさせていただいたところでございます。

繰上充用で繰り上げた金額はどうなっているのかということでございますが、会計の中では、全会計が1つの帳面で、財布の中で経理がされておりますので、それぞれの会計で一時的に資金が不足するということがあります。この場合にはお互いに融通し合うということになります。資金が足りなかったときには、それは当然に一時借入金を発行するということで、資金の手当てをして、当面の手当てをするというのは一時借入金でございますので、そういうことでございます。

28年度の財源は何かということでございますが、補正予算に土地売払収入と計上をさせていただいております。土地造成会計で持っている土地、これの売り上げというものを予算、考えて繰上充用の予算化としております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 開発公社はそういうふう聞いておりました。本来なら解散は大竹市もできるものならしたいんでしょう。だけど、今の財政状況では、一般会計に相当な負担がかかりますので、その辺の工面が厳しいと。何年ぐらい先なのかという聞いてたけど、これはちょっとお答えしてもらえなかったんですけど、どのぐらいまでを予測しておられるのかということ、もう一回。

それから繰上充用、これ昭和55年というあれがですね。これね、私、全国でいろいろ調べてみたんです。県の職員の人にもいろいろ話を聞きました。それで、これももちろん特別会計条例がないとこれはできないことになってますけれど、特別会計の中に入るとるわけですけど、それはそれでちゃんと大竹市はやっておるんですけど。特別会計の中で、全国的にこれね、繰上充用をやっておるといのは、ほとんどが健康保険特別会計ですよ。健康保険特別会計の中で、健康保険料を払ってもらえなかった、未収ですね。それから、その年に限って病気とかけがとかっていうんで、医療費がかなりオーバーしたというようなのがほとんどです。それから、一部水道会計、これも繰上充用しとることもあります。でも、この2つについては、当然、いろいろ聞いてみましたが、健康保険料というものの料率を上げるとか、徴収してないところをちゃんと徴収するとか、そういうことをすれば来年度の財源から持ってこれるんですよ、これは。あるいは水道会計もそうですよね。水道料を改定するとか、水道料金を上げるとかすれば、これ今年度は赤字、だから来年度借りますというても、水道料を上げてくださいということを議会を通したら、財源ができるから、これ繰上充用できるんですよ。だけど、この土地造成の会計だけはね、土地を売って、どこを売るんですか、一体。これ単式簿記でしょう。資産のどこの部分を売るんですか。説明されましたか。先ほど言いましたように、次年度の予算と繰上充用の6億円を入れて、トータル来年、新年度に幾ら持ってこなきゃいけないんですか。6億2,000万円はわかりました。新年度は幾らですか。それはどこの土地を売るんですか。

それからもう1点、一時借入と言いましたよね。僕ちょっとわからないんですが、一時借入ですよ。これ借入金というのは年度をまたいだらどうなるんですか、あれ。一時借入できるんです。年度内。年度をまたいだとき、3月末から4月に。それと、これ3月末にできないんですか。これ、4月になって入ってくるものは何かあるんですか、この土地造成。土地が売れたらと言うてるけど、どうもそれは新年度に、3月末で売れるっていうことはありますか、わからんけど。ちょっとその辺、ちょっとよくわからなかったんでね、ちゃんと説明してください。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） ちょっと項目が多過ぎて、ちょっとメモが追いついていない部分があります。漏れたらまた説明を追加させていただきますが、土地造成会計において繰上充用は非常に珍しいということがあります。一般会計においても繰上充用している市はあります。それは、要は収支が不足をしたということで、収支が不足したときには、手続としたら繰上償還と。この手続にしかならないということです。企業会計の場合には赤字決算ということになるんでしょうけど、公会計の官庁会計の場合には繰上償還によって、

資金を手当てをするということで、赤字を次年度に回すと、こういう手続でございます。これをせんかったら赤字がある年度でぼんと残って、次の年度は赤字がないということになる。これ手続的なものでございますので、それについては御理解をいただけたらと思います。

幾ら見込んだるんかということですが、この議案書の24ページに、財産収入としまして、当初は8,538万4,000円の土地売払収入を計上し、今年度、6億2,136万6,000円、これを補正予算を計上しまして、合計としまして7億6,075万円という土地売払収入になるというような補正予算書を、今回、提出をさせていただいているところでございます。どの土地かということですが、これまでいろいろ償還スキームについては、いろんな資料をもって説明をさせていただいてきたところでございます。これらの土地が原資になるということでございます、平成28年度に売れなかったら、また繰上償還で次へ回して、このようにして赤字を的確に次の年度に回していくという、こういう手続のことでございますので、御理解をいただけたらと思います。

これをないようにするにはどうしたらええかということですが、赤字をなくすればいいことですから、簡単な話でございます。ただ、土地が売れなかったらどうするかということになりますと、市が行えることは一般会計からの繰り出しということでございますので、これを解消しろということは、一般会計から繰り出しを余分にせえということで、提案とも受けとめるところでありますが、なお当分の間は、これまでのスキームの中で、粛々と対応していきたいというふうに考えております。ただ、余りにもこれが高額になったときに、財政上の数値の対応上、また新たなスキームを考えるときには、議会のほうに相談を申し上げて、対応をしたいというふうに考えております。今のところは今のスキームでもって対応していきたいと考えます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） まず一番最初に、5月26日、いとまがなかったと。いとまがあったやないかと。そこをまずはっきり答えてください。さっきの説明と違う。

それから、これずっと今までやってるから、やるんだと。それは大竹方式でしょう。どっからお金が入るかわからないような。そんなこと全国、一般会計なんかできるわけないでしょう、特別会計しか。特別会計しかできないでしょう、これ一般会計。繰上充用なんて、できますか、一般会計で。どこにありますか、そんな例は。だから特別会計条例をつくっとるんでしょう、これ。

それから、今のように3億8,000幾らというの、前年度平成27年度あったわけですよ、要するに、10年間の。今まで5億円ずつがあったんですよ。最終年度だから約4億円近くあったんですよ。でも、次年度からはもうないんですね、これが。だから、東栄のほうから入る固定資産税が約1億円。一般会計から補填金が約1億円。それからイズミのところの駐車場を貸しているのが2,000万円ちょっと。この2億数千万円しかないんですよ。それに今までは5億円という自然公園、一般会計から借り入れてくれた。これがありよったんです。来年からこれはなくなるんですよ。土地があるんなら貸借対照表つくってください

い。どういうものになるか、土地の資産を入れてから。みやすいもんじゃないですか。できるものをつくってほしい。

ずっと今までやとったから、これからもずっとやり続けるんだと。財源がない。現金主義でしょう、単式簿記というのは。寄せ集めで払う、それはしょうがないにしても。次年度からの繰上充用、売るんだと言われるんだけど、資産の部と負債の部があって、ちゃんと貸借対照表が出きるはず。ここの部分はこういうふうに売りますと。そこを明確に挙げられたら、予算もはっきりするんだけど。どこを売るかもさっぱりわからない。幾らの評価もわからない。何もないんだから、この会計というのは、単式簿記という。家計簿と同じですから。そこをちゃんとしていただくのと、それから専決処分のね、こういうことを聞きたいんですから、要するに。臨時議会を開いていただきたいということと、市長はどう思っておられるんかわかりませんが、先ほど言いましたように、1億5,000万円の契約をするんだったら、議会にかけなきゃいけないんです、これ。条例上。2,000万円の予定価格の土地を取得あるいは売却する場合は、これもかけなきゃいけないですよ、5,000平米を含めて。なのに6億2,000万円が専決処分で、5月26日には生活環境委員協議会をしとるんですよ、いとまがないことなんかないんですよ。ちゃんと正確な、これをだめ出しと言う人もおるかもわからないけど、ちゃんと答えてくださいよ。もうこれ最後ですからね、よろしくお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 専決処分につきまして、いとまがないことが明らかであると、これにつきましては、ずっと以前から慣例で行ってきましてという説明を申し上げました。ただ、議員、本会議にかけるべきだという御意見を、今お聞きしましたので、これ自体は議会のほうへ改めて御相談を申し上げたいというふうに思います。

どこに土地があるかということですが、今まで財源スキーム、償還スキームとして説明をさせていただきました土地としましては、旧小方小・中学校の用地、イズミの駐車場等さまざまありますが、現在のところ、予算で計上させていただいているのは7億円でございます。土地造成会計で持っている土地はその7億円よりもはるかに大きな土地を持っているという、こういう現状がございます。ただ、いつ売れるかということにはちょっとまだ不透明なところはありますが、売れたときにはそれで対応すると、こういうことを説明をさせていただいたつもりでございます。よろしいですか。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はございませんか。

10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ただいまの土地開発公社の質疑の中で、土地開発公社を整理していくと、将来的に一般会計につけかえるということになると、その一般会計での起債という問題も出てくるし、利子補給で窮屈な面が出てくるんだというお話だったと思うんですが、これは実際、現在も一般会計に利子はつけかえをして、一般会計で負担をしておるということでもありますから、決してこれをやったから、その利子補給で一般会計が窮屈になるというようなことは、私はないと思うんですが、そののところ、少し早くしゃべられましたんで、私の理解が悪かったんかもわかりませんが、ただ利子とかそういうこ



とで一般会計が困るのではないということだけ、ちょっと確認させてください。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 利子の部分については、今、一般会計が補填をしております。現在は一時借入金でもちまして、借入金の利子を負担をしているんですが、公共が買うとなりますと起債を発行します。起債を発行しますと元金の償還が出てくるということがありますので、単年、単年の負担金額が利子だけで済まず元金も出てくるので、その金額が大きくなり過ぎて、ちょっと耐えにくいなということでの判断でございます。ちょっと早口で申しわけありません。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、報告第1号、報告第2号及び報告第4号の3件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第3号を採決いたします。

認第3号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、認第3号は、これを承認することに決しました。

議案第44号は総務文教委員会に、議案第45号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 報告第3号 予算繰越しの報告について〔水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計〕

○議長（児玉朋也） 日程第9、報告第3号予算繰越しの報告について〔水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計〕を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 平田安希雄 登壇〕

○上下水道局長（平田安希雄） それでは、報告第3号予算の繰越しの報告について、御説明申し上げます。

本件は、平成27年度大竹市水道事業会計、平成27年度大竹市工業用水道事業会計及び平成27年度大竹市公共下水道事業会計の建設改良費の繰越しを、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

最初に、水道事業会計における繰越しの内容でございます。

西栄3丁目、南栄3丁目地内配水管改良事業は、1月下旬に西栄3丁目及び南栄3丁目一帯で発生した赤水について、早期に対応するため緊急に発注し、発生源と推察される老朽管の布設がえに必要な実施設計を行うこととしておりましたが、対象の範囲が広く、年度内の業務完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

次に、油見3丁目地内配水管改良事業は、1月上旬に国道186号緑橋交差点付近で発生した漏水事故について、現在、応急措置といたしまして当該箇所を仮設バルブの設置により漏水をとめている状態ですが、早期に配水管の布設がえを行い、正常な機能回復を図ることとしておりましたが、年度内の事業完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

次に、配水管撤去移設事業は、国が実施する岩国大竹道路事業の進捗に合わせ、水道管の撤去移設することとしておりますが、道路事業が当初の計画よりおこなわれていることから、事業の繰越しを行ったものでございます。

続いて、工業用水道事業会計における繰越しの内容でございます。配水管撤去移設事業は、水道事業会計で御説明しました同様の理由により、事業の繰越しを行ったものでございます。

続いて、公共下水道事業会計における繰越しの内容でございます。小島汚水中継ポンプ場改築更新事業は、ポンプ場の機械設備及び電気設備の改築更新を行うこととしていたのですが、入札不調となったため、入札方式の変更を行い、改めて入札を実施するなど、手続等に時間を要したため、年度内完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

次に、汚泥処理棟改築更新事業については、汚泥処理棟の改築更新を行うこととしていたのですが、小島汚水中継ポンプ場改築更新事業で御説明しました同様の理由により、事業の繰越しを行ったものでございます。

次に、白石地区合流管渠布設事業については、都市計画道路の道路改良工事に合わせて下水道管渠を布設することとしておりましたが、道路工事における用地の取得にかかわる事務手続などに時間を要したため、年度内完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

最後に、配水管撤去移設事業ですが、水道事業会計で御説明しました同様の理由により、事業の繰越しを行ったものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第3号の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第11〔一括上程〕

認 第 2 号 専決処分の承認を求めることについて〔大竹市税条例等の一部を改正する条例〕

議案第40号 大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第10、認第2号専決処分の承認を求めることについて〔大竹市税条例等の一部を改正する条例〕及び日程第11、議案第40号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についての2件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 認第2号及び議案第40号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第2号専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が公布され、平成28年4月1日から施行されることになり、直ちに大竹市税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日付で大竹市税条例等の一部を改正する条例の制定について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に御報告し、これの御承認をお願い申し上げるものでございます。

それでは、改正条例の主な内容について御説明させていただきます。

まず、1点目として、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合し、独立行政法人労働者健康安全機構となったため、字句を整理するものでございます。

2点目として、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備に対する固定資産税等の課税標準の特例割合について、太陽光風力発電設備を3分の2に、水力地熱バイオマス発電設備を2分の1に規定するものでございます。

3点目として、熱損失防止改修住宅に係る固定資産税の減額について、工事費要件を50万円超から、工事費から補助金等の額を控除した額が50万円超に変更するものでございます。

以上が改正の主なもので、その他、引用条項の整備等の必要なものにつきましても、規定の整備を行うものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては固定資産税に関するものは附則第2条、都市計画税に関するものは附則第3条にそれぞれ規定しております。

続きまして、議案第40号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、御説明を申し上げます。

現在、支所がない阿多田島においては、住民が各種公的証明書を取得するためには、船を利用して本庁支所に出向いている状況でございます。また、これに対する阿多田島地区の自治会からの要望書も昨年提出されており、住民の利便性の向上を目的として、阿多田島郵便局において、各種公的証明書の交付事務を取り扱うことができるよう、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第1項の規定により、阿多田島郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。取り扱い期間は平成28年10月1日から平成29年3月31日までとし、事務取扱終了の意思表示がないときは、取り扱い期間を1年間延長することとし、以降についても同様とすることとしております。

以上、簡単ではございますが、認第2号及び議案第40号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本2件のうち、認第2号は、会議規則第37条第3号の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第2号を採決いたします。

認第2号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、認第2号はこれを承認することに決しました。

議案第40号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第39号 固定資産評価員の選任の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第12、議案第39号固定資産評価員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第39号固定資産評価員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

本市の固定資産評価員につきましては、従来から税務担当課長を選任しておりますが、固定資産評価員に選任しておりました市民税務課長の北林繁喜氏が、去る4月1日付の人事異動により上下水道局業務課長に転任いたしましたので、後任の固定資産評価員に、現市民税務課長の豊原 学氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第39号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第39号はこれに同意することに決しました。



日程第13～日程第15〔一括上程〕

議案第41号 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（建築主体工事）〕

議案第42号 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（機械設備工事）〕

議案第43号 工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（電気設備工事）〕

○議長（児玉朋也） 日程第13、議案第41号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（建築主体工事）〕から、日程第15、議案第43号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（電気設備工事）〕に至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 坪浦伸泰 登壇〕

○建設部長（坪浦伸泰） 議案第41号から第43号までの工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回、提案させていただきます市営住宅御園団地6号棟建設工事についてでございますが、岩国大竹道路の事業用地に係る市営住宅御園団地2号棟、3号棟の移転先確保及び市住宅政策の一環として、大竹市営住宅等長寿命化計画に基づき、同団地5号棟の横に新たに建設するものでございます。

この工事の内容についてでございますが、鉄筋コンクリート造8階建て、延べ床面積は5,621.21平方メートルでございます。また、駐車場整備を含めた外構工事をあわせて行うものでございます。入札方式でございますが、建築主体工事につきましては、1者による単独施工方式で条件つき一般競争入札としました。

本議案を提出するに至った経緯でございますが、3月28日に入札公告を行い、4月12日の指名業者審査会を経て、4月26日に3者による入札を執行いたしました。その結果、8億8,800万円で落札した河井建設工業株式会社と5月20日に工事請負の仮契約を締結いたしました。請負金額は落札額に消費税相当額を加算しました9億5,904万円でございます。

次に、機械設備工事についてでございますが、建築主体工事と同じく、1者による単独施工方式で条件つき一般競争入札としました。経緯につきましては、3月28日に入札公告を行い、4月12日の指名業者審査会を経て、4月26日に2者による入札を執行いたしました。その結果、1億2,894万6,000円で落札した株式会社中電工廿日市営業所と4月28日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は落札額に消費税相当額を加算しました1億3,926万1,680円でございます。

また、電気設備工事につきましても、建築設備工事、機械設備工事と同じく1者による単独施工方式で条件つき一般競争入札とし、3月28日に入札公告を行い、4月12日の指名業者審査会を経て、4月26日に4者による入札を執行いたしました。その結果、1億

2,740円で落札した株式会社中電工大竹営業所と4月28日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は落札額に消費税相当額を加算しました1億3,759万2,000円でございます。

以上3件の契約でございますが、本体工事であります建築主体工事の予定価格が11億6,199万3,600円、機械設備工事が1億5,544万3,320円、電気設備工事が1億5,550万3,800円と、いずれも1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。工期につきましては、いずれも議決の日の翌日から平成29年12月20日までの約18カ月間でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第41号から議案第43号までについての提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） どなたか請求しておられればいいんですけど、議案第41号ですね、この河井建設さん、これ、私初めて聞きましたので、国、県、あるいは大竹市等の公共事業の実績があれば教えていただきたいと。それから、国、県、市等のランクづけがありますよね、どういうランクになっているのかと。それから、会社概要、下請リスト、こういうものが、まあ当日でもいいんですが、用意していただければと思います。わかれば教えてください。

○議長（児玉朋也） 監理課長。

○監理課長（香川晶則） 全てはちょっと掌握しておりません。わかっていることだけを、ちょっとお答え申し上げます。

まず、大竹市が発注した経緯がございます。それは平成22年にさかえ保育所のところにあります子育て支援センター、ここを落札した業者が河井建設工業株式会社でございます。ちなみに落札額は約2,300万円ということでございます。ランク的にAランクの会社でございます。あと、会社概要とかそういったものは、ちょっと今、持ち合わせておりませんので、委員会までには御用意させていただきたいと思っております。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 平成28年請願第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第16、平成28年請願第1号地方財政の充実強化を求める意見書採択についてを議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成28年請願第1号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月15日から6月26日までの12日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、6月15日から6月26日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

6月15日午前10時から総務文教委員会を、6月16日午前10時から生活環境委員会、その終了後、生活環境委員協議会を、その終了後、生活環境委員政策研究会を、6月17日午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、小方地域まちづくり対策特別委員会を、午後1時から議会改革調査会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長及び会長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

6月27日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

16時11分 散会



(28. 6. 14)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年6月14日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 細 川 雅 子

大竹市議会議員 寺 岡 公 章